

令和 8 年度

経営事項審査申請の手引き

三重県県土整備部 建設業課

目 次

I 経営事項審査の概要

1. 経営事項審査の受審義務者	1
2. 経営事項審査の有効期間	2
3. 審査基準日	4
4. 審査項目	4
5. 経営事項審査の流れ	5
6. 虚偽の申請者への罰則規定及び行政処分	6
7. 経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料	6

II 申請手続

1. 経営規模等評価申請等	
(1) 受付日程	6
(2) 相手方の確認	6
(3) 審査の順序	7
(4) 審査における注意事項	7
(5) 補正指示書	7
(6) 受付後の申請書類の取扱い	7
(7) 申請内容に対する照会	7
(8) 行政書士による代理申請	7
(9) 同一審査基準日の受け直しについて	8
(10) 提出書類	11
(11) 確認書類	14
2. 審査結果通知について	23
3. 再審査の申立てについて	23
4. その他	23

III 経営規模等評価申請書等

1. 経営規模等評価申請書等	24
[各種事例に対する利益額(2期平均)の記入方法]	26
継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)	30
2. 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	31
[各種事例に対する工事種類別完成工事高の記入方法]	42
3. 技術職員名簿	48
[各種事例に対する技術職員名簿の記入方法]	50

令和8年7月

4. その他の審査項目(社会性等)	52
経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号)	59
建設機械の保有状況一覧表(別添様式)	64
CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)	70
技能者名簿(様式第5号)	74
CPD取得単位数計算シート	76
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び情報共有に関する同意書(様式第6号)	78
「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書(様式第7号)	80
法定外労働災害補償制度加入証明書	82
証明書(防災協定の加入証明書例)	83
[記入例]	
記入例1 経営規模等評価申請書	84
記入例2 工事種類別完成工事高(2年平均を選択した場合)	89
記入例2 工事種類別完成工事高(3年平均を選択した場合)	91
記入例3 工事経歴書	95
記入例4 技術職員名簿	99
記入例5 その他の審査項目(社会性等)	101
記入例6 行政書士委任状記載例	106
登録経営状況分析機関一覧	108
国土交通大臣・都道府県知事コード・市町コード	108
建設業種コード及び建設工事の種類	109
技術職員有資格区分コード「001」～「005」について	116
技術職員有資格区分コード表	117

IV 総合評定値の算出方法

1. 工事種類別年間平均完成工事高の評点 (X_1)	120
2. 自己資本額及び平均利益額に係る評点 (X_2)	121
3. 経営状況に係る評点 (Y)	123
4. 技術力の評点 (Z)	124
(1) 技術職員数の点数 (Z_1)	124
(2) 年間平均元請完成工事高の点数 (Z_2)	125
5. その他の審査項目(社会性等)の評点 (W)	126
(1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 (W_1)	126
(2) 建設業の営業継続の状況 (W_2)	130
(3) 防災協定締結の有無 (W_3)	130
(4) 法令遵守の状況 (W_4)	130
(5) 建設業の経理に関する状況 (W_5)	131
(6) 研究開発の状況 (W_6)	132
(7) 建設機械の保有状況 (W_7)	132
(8) 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況 (W_8)	132
経営事項審査総合評定値自己計算表	133
資料編	134

※この手引きは、令和8年7月現在で作成しています。法令等の改正等により記載内容の変更をする場合がありますのでご了承ください。なお、経営事項審査に関する制度やお知らせ等につきましては、三重県ホームページ「建設業のための広場」の経営事項審査のページを参照してください。

経営事項審査の概要や改正点等について、以下に説明動画を掲載しております。ぜひご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/m0158300132.htm>

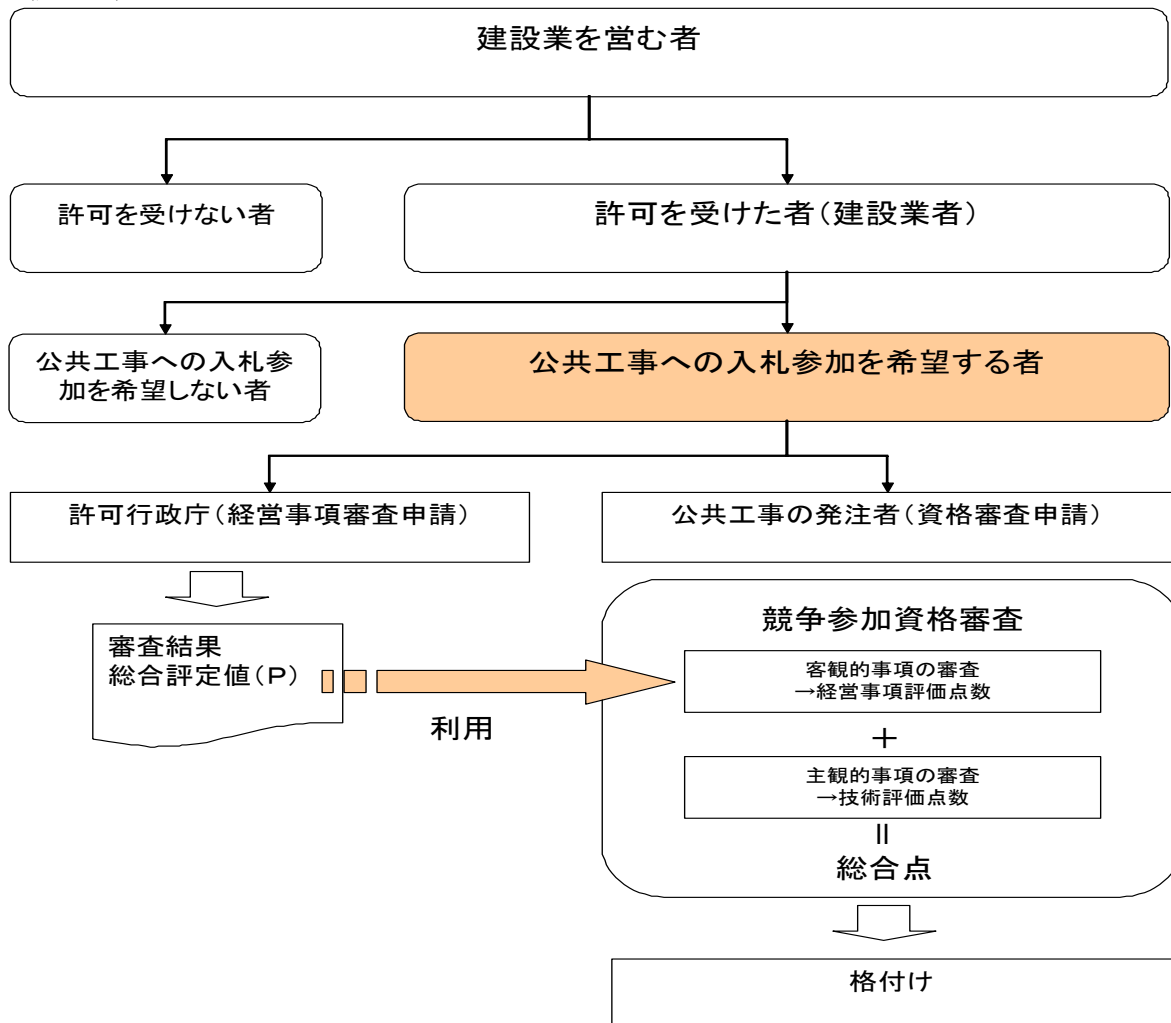
I 経営事項審査の概要

1. 経営事項審査の受審義務者

建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定により、「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。この経営事項審査の義務付けの対象となる「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」の範囲は、建設業法施行令第 45 条に定められており、国、地方公共団体等が発注者である施設又は工作物に関する建設工事です。

但し、軽微な建設工事（建築一式工事は 1,500 万円未満、その他の建設工事は 500 万円未満）や、物理的・経済的に影響の大きい災害等により必要を生じた応急の建設工事については、義務付けの対象外とされています。なお、通常の災害復旧工事は、義務付けの対象となります。

(図-1)



※客観的事項の審査は、経営状況、経営規模、技術的能力等について全国統一基準で審査されます。

※主観的事項の審査は、発注者ごとに評価する事項のことで、発注者によって異なります。

※民間工事しか請け負わない若しくは公共工事を発注者から直接請け負おうとしない場合(下請のみ)の場合は、経営事項審査を受ける必要はありません。

※「三重県建設工事入札参加資格者名簿」へ掲載されるには、経営事項審査を受けることが必須要件です。

2. 経営事項審査の有効期間

経営事項審査義務付けの対象となる公共工事等について発注者と請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の事業年度終了の日（＝審査基準日）から**1年7ヶ月**の間に限られています。（図－2参照）

したがって、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7ヶ月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。（図－3参照）

このことに関連して次の点に注意が必要です。

毎事業年度経過後、決算関係書類が整い次第、**速やかに**経営事項審査の申請を行う必要があります。

「公共工事を請け負うことができる期間」は、申請の時期に関わりなく審査基準日から1年7ヶ月とされていますので、申請が遅れると審査や結果通知が遅れ、その分だけ「公共工事を請け負うことができる期間」が短くなり、「公共工事を請け負うことができる期間」が継続せず切れ目ができてしまう（公共工事を請け負うことができない期間が発生する）ことがあるためです。

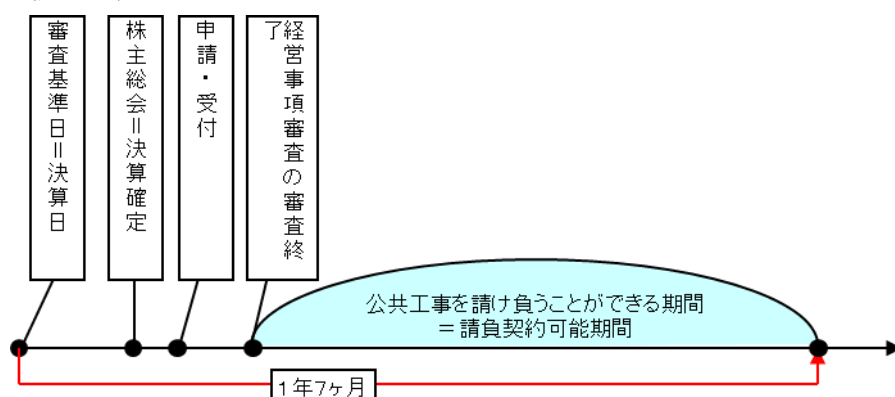
図－4は、2年目の申請時期が遅れたために、公共工事を請け負うことができる期間が短くなり、しかも「公共工事を請け負うことができる期間」が継続せず、公共工事を請け負うことができない期間が生じてしまった例です。

当然のことですが、単に申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査が終了していなければなりません。「**経営事項審査の審査終了**」とは、**経営事項審査の結果通知書の交付がなされたことを指します。**

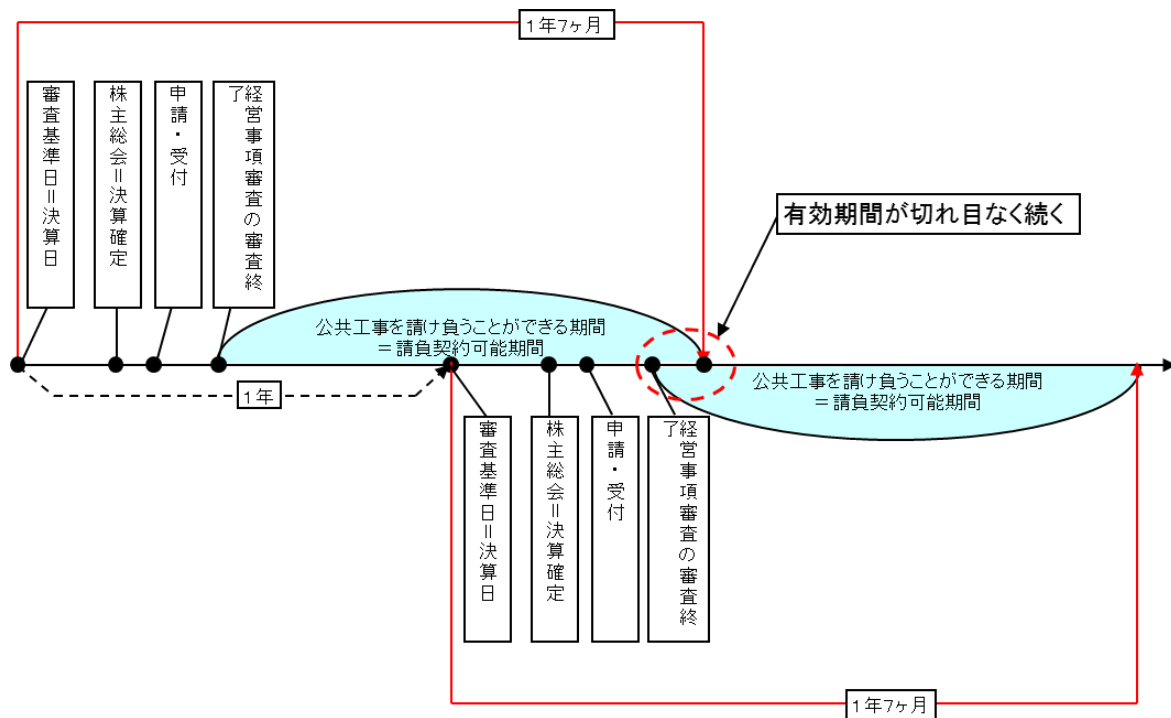
したがって、申請後審査が終了するまでの時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに申請を行うことが必要です。

そこで、**決算後4～5ヶ月**の間に、別添で定める受付日程で経営事項審査の申請をしてください。

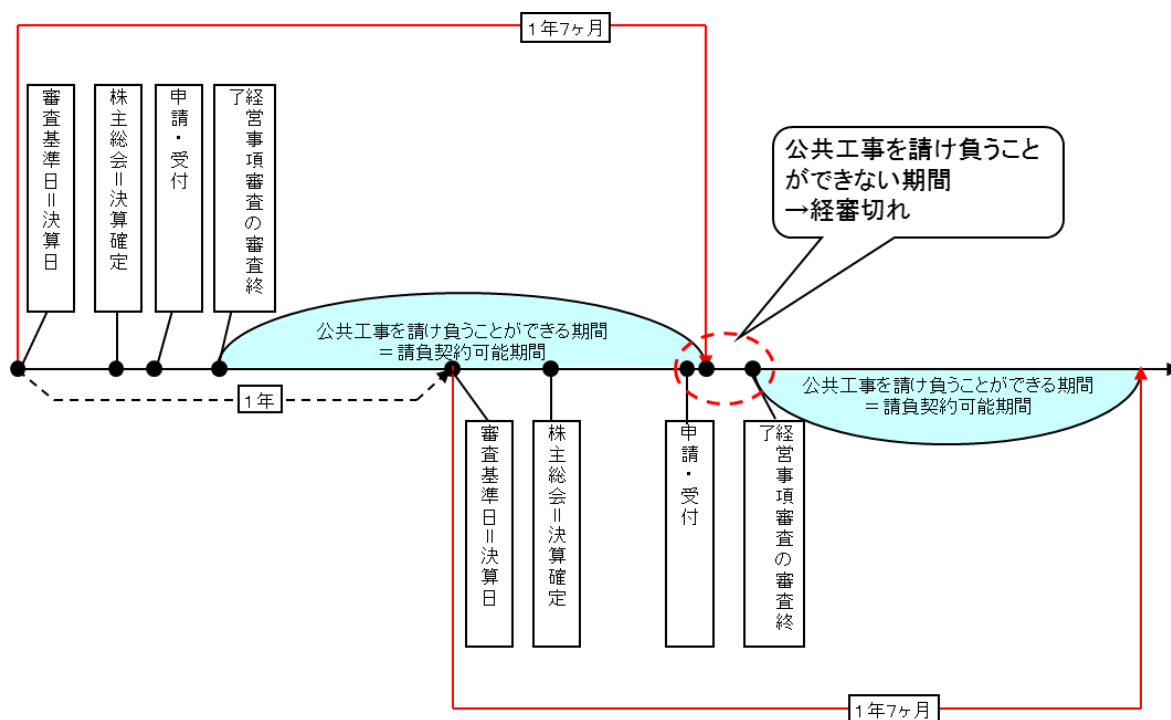
（図－2）



(図-3)



(図-4)

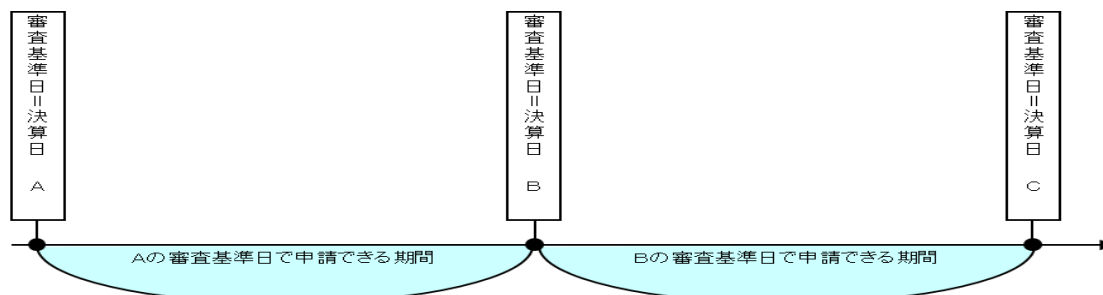


3. 審査基準日

審査基準日は、原則として、経営事項審査申請をする日の直前の事業年度終了の日（直前の決算日）となります。経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできませんのでご注意ください。

なお法令に定めのある場合等特別の場合を除き、同一の審査基準日に対して審査の受け直しはできませんので、ご注意ください。

(図-5)



<具体例>事業年度終了の日が毎年12月31日の場合

令和7年12月31日を審査基準日として経営事項審査申請をすることができるのは、令和8年12月31日までです。（12月の受付日程が最終となります。）

事業を開始した個人又は新たに設立された法人の場合、最初の事業年度終了の日より前に申請することができ、事業開始の日（個人）又は法人設立の日（法人）が審査基準日になります。

また、会社更生法及び民事再生法の適用を裁判所に申請した場合、会社合併・分割・営業譲渡・法人成り・相続の認可の場合等は、上記と審査基準日が異なる場合がありますので、事前にご相談ください。

4. 審査項目

(表1) 経営事項審査項目

項目区分		審査項目		最高点	最低点	ウェイト
経営状況	Y	負債抵抗力指標	①純支払利息比率 ②負債回転期間	1,595	0	0.2
		収益性・効率性指標	③総資本売上総利益率 ④売上高経常利益率			
		財務健全性指標	⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率			
		絶対的の力量指標	⑦営業キャッシュフロー（絶対額） ⑧利益剰余金（絶対額）			
経営規模	X1	工事種類別年間平均完成工事高		2,309	397	0.25
	X2	自己資本額・利益額		2,280	454	0.15
技術力	Z	技術職員数（業種別） 元請完工高（業種別）		2,441	456	0.25
経営規模等評価	その他の審査項目 （社会性等）	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況	2,109	-788	0.15
総合評定値		P	$0.25X1+0.15X2+0.2Y+0.25Z+0.15W$	2,165	163	

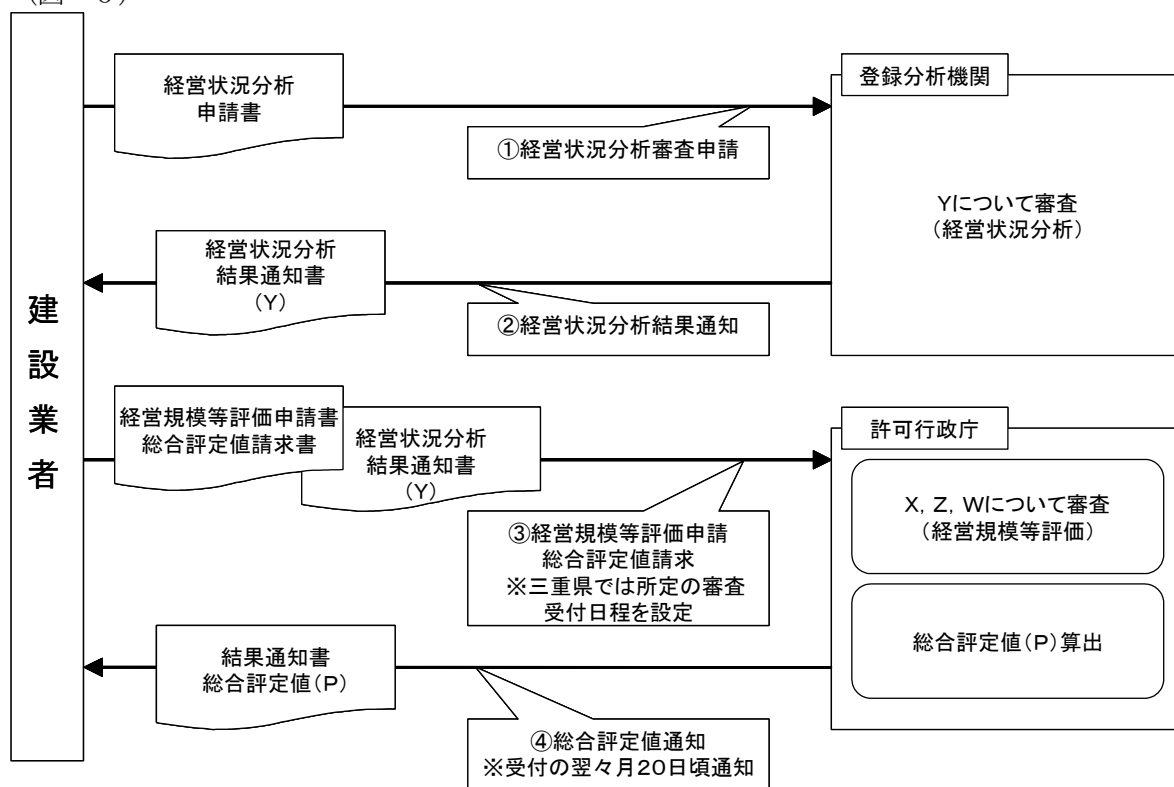
※総合評定値算出の詳細はP120～P133の総合評定値算の算出方法をご覧ください。

5. 経営事項審査の流れ

(1) 申請の順序

- ①経営状況分析（Y）を国土交通大臣の登録を受けた審査機関（登録経営状況分析機関）に申請します。
 ※登録経営状況分析機関については、国土交通省より公示されます。最新の一覧については以下のホームページでご覧いただけます。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html
- ②登録経営状況分析機関から「経営状況分析結果通知書」が送付されます。
 ※申請にかかる手続き、手数料、日数等は各登録経営状況分析機関で異なりますので、各機関（P108参照）にお問合せください。
 ※経営規模等評価申請・総合評定値請求に「経営状況分析結果通知書」の添付が必要ですので、日数の余裕をもって申請してください。
- ③経営規模等評価 {経営規模（X）、技術力（Z）、及びその他の審査項目（W）} の申請及び総合評定値（P）の請求を三重県知事あてに行います。
 ※申請の際に「経営状況分析結果通知書」の添付が必要です。
 ※審査基準日において建設業の許可を有している業種でも、申請日までに廃業した場合は、その業種について受審することはできません。
- ④経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が送付されます。
 ※通知書は概ね申請日の翌々月20日頃に、簡易書留郵便で発送します。
 ※通知書は再発行いたしません。大切な書類ですから、紛失しないよう充分ご注意ください。

(図-6)



6. 虚偽の申請者への罰則規定及び行政処分

【建設業法第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条】

経営事項審査においては、下記に該当する行為をした場合には罰則（拘禁刑又は罰金）に処せられることがあります。

【建設業法第28条第1項第2号、第28条第3項】

(1) 申請書類に虚偽の記載をして提出したもの

(2) 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したもの

また、申請書類に虚偽の記載をして提出した結果得た経営事項審査結果通知書を各発注機関に提出した場合等、契約行為に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止（行政処分）に処せられることがあります。

なお、三重県では、これらを原因として資格停止の措置も実施しています。

7. 経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料

(表2) 手数料一覧

申請業種数	申請等の区分（申請書項番「05」）			申請業種数	申請等の区分（申請書項番「05」）		
	1	2	3		1	2	3
	経営規模等評価 総合評定値請求	経営規模等評価	総合評定値請求		経営規模等評価 総合評定値請求	経営規模等評価	総合評定値請求
1	11,000円	10,400円	600円	16	48,500円	44,900円	3,600円
2	13,500円	12,700円	800円	17	51,000円	47,200円	3,800円
3	16,000円	15,000円	1,000円	18	53,500円	49,500円	4,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円	19	56,000円	51,800円	4,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円	20	58,500円	54,100円	4,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円	21	61,000円	56,400円	4,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円	22	63,500円	58,700円	4,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円	23	66,000円	61,000円	5,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円	24	68,500円	63,300円	5,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円	25	71,000円	65,600円	5,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円	26	73,500円	67,900円	5,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円	27	76,000円	70,200円	5,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円	28	78,500円	72,500円	6,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円	29	81,000円	74,800円	6,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円				

手数料の額は、建設業法施行令及び三重県手数料条例により定められています。

II 申請手続

1. 経営規模等評価申請等

(1) 受付日程

三重県ホームページに掲載されている「経営事項審査日程表」の会場及び日程で行います。

(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001128488.pdf>)

必ず**予約申込期限まで**に審査会場を管轄する建設事務所（P10～11参照）へ審査日時を予約してください（電話可）。予約がない場合、審査をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

※原則、**主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所で受審してください。**

やむを得ない理由で受審できない場合は、他の建設事務所で審査を受けた後、その審査済の申請書類を**速やかに**主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所へ提出してください。

※電子申請の場合は、三重県ホームページ「建設業のための広場」をご覧ください。

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/m0158300131.htm>)

(2) 相手方の確認（平成30年7月から実施）

審査会場の受付窓口または県の総合審査において、経営規模等評価申請書を提出される方の確認をさせていただきます。

(3) 審査の順序（電子申請の場合は指示がある場合を除き来場不要です。）

当日の審査会場では、建設事務所の指示に従い、次の順序で審査に臨んで頂くことになります。

①受付→②要員審査→③総括審査→④総合審査→⑤申請書受付

※受付には予約された時間でお越しください。

※受付後、審査が自社の順番になるまでの間は、待合席にて静かにお待ちください。

※審査の順番は当日の受付順にご案内しますが、申請内容による審査の進み具合により、③総括審査以降の順番が前後することがありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 審査における注意事項

審査会場で受審できるのは、申請者（従業員を含む）、行政書士（補助者除く）等の代理人・作成権限のある書類作成者に限られます。審査を円滑に行うために書類を事前に整理し、申請書の記載項目に関して、審査員の求めに応じ速やかに必要書類の提出又は提示ができるようにしてください。

なお、審査員に対し、挑発や威圧的な態度あるいは威嚇を伴うような行動は厳に慎んでください。

審査中に大声を張り上げる等、審査の妨げとなるような行為があった場合には、直ちに審査を中止し退場して頂きます。

(5) 補正指示書

審査を円滑に実施するために、審査に際しては補正指示書を使用し、審査上、要件に適合していない事項や不備がある事項に対し、補正指示を行うこととしています。

この補正指示書は、審査上の次回への申し送りも兼ねておりますので、受付後に申請書控えとしてお渡しする際に、申請書に併せて綴じてお渡しさせて頂いております。初めて審査を受けられる場合を除き、直近の申請書控えとして、ご持参頂くようお願いいたします。

(6) 受付後の申請書類の取扱い

審査の適否は持参書類にて判断しています。申請者側に起因する理由での申請書類の誤り（持参書類の不備を含みます。）については、受付後での記載内容の修正、不備のあった書類の差し替え、追加はできませんので、**申請書類の記載内容、持参書類については、お間違えや不備のないように十分にご注意ください。**但し、審査会場において審査保留となり、その旨、補正指示書に記載されている申請については除きます。

申請書類の受付後、結果通知書が出るまでの間で、申請書類の記載内容の修正や審査で認められなかった項目について再度審査を求められる場合には、取下げのうえ、日を改めて申請頂くことになります。（取下げ願い（任意様式：申請者名での記名要、取下げの理由を記載のこと）を作成のうえ提出ください。）

※取下げ後の申請に際しては、改めての審査手数料の納付が必要となります。

※取下げから改めての申請を行うことにより、経審切れを生じることがあっても、その責任は負いかねますので、あらかじめ、ご了承ください。

※受付済の申請書及び審査手数料は返却いたしませんので、あらかじめ、ご了承ください。

(7) 申請内容に対する照会

申請書類の受付後に申請内容について、許可行政庁から照会を行うことがあります。この場合に申請内容に対して、報告又は資料の提出を求めることがあります。（建設業法第27条の2第4項）

また審査後に申請内容に対する疑義が生じた場合には、事実関係を調査のうえ、審査の受け直し（有料：改めての審査手数料の納付が必要となります。）を指示することがありますので、ご注意ください。

(8) 行政書士による代理申請

申請者から委任を受けた行政書士が代理申請する場合、申請書の申請代理人欄に行政書士の住所、氏名及び電話番号を明記のうえ、職印を押印して申請してください。また、郵送・事前持込の場合には必ず行政書士証の写しを**1申請者ごとに1部**同封し、予約時間帯での審査会場からの電話については、必ず代理人行政書士が対応してください。

行政書士法第1条の3に基づく代理申請による場合、申請者からの委任状（写し可、押印の有無は問いません。正本副本に添付。代理受領の場合は受領権限が委任されていること。）を添付してください。

なお、本人による申請及び法律に定めのある場合を除き、行政書士または行政書士法人でない者が「手数料」や「コンサルタント料」等いかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁止されています。

(9) 同一審査基準日の受け直しについて

受審後、同一の審査基準日で申請内容を変更して審査を受け直しすることはできません。

ただし、受審後に、業種の追加を行い、その業種を審査対象業種とする場合は、次の審査基準日を迎えるまでは、再度、同一審査基準日で申請することができます。(業種の追加を行った場合に必ずしも受審する義務はありません。)

○同一審査基準日で申請する場合の提出・提示書類

(提出) ■経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

・項番02、08～15は、再度申請時点での内容で記入します。

(03～07は、当初申請時の内容のままです。)

・項番16は、新たに審査対象とする業種と、前回申請業種の両方を記入します。(追加業種は○で囲む)

・項番17以降は、前回申請時における内容に、新たに審査対象とする業種の完成工事高や技術職員の記載を追加する形で記入します。(新たに審査対象とする業種以外は変更できません。)

※既に2業種の選択をしている技術職員については、資格・業種の変更はできません。

・経営状況分析結果通知書は、前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書に添付してあるもののコピーを添付します。

(提示) ■新たに審査対象とした業種の契約関係確認書類および技術職員関係確認書類(該当がない場合は不要)

(提示) ■前回申請時の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(本人控)

審査会場では、新たに審査対象とした業種についてのみ審査を行います。

それ以外の審査項目については、原則、前回申請時と同内容が記載してあるか、返還した前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(本人控)の副本で確認します。

その他の確認資料は持参不要です。

経営事項審査申請の受付方法等について

※令和5年1月以降、インターネットでの申請（電子申請）による受付も可能です。詳しくは、三重県ホームページ「建設業のための広場」をご覧ください。なお、紙申請について廃止の予定はなく、審査内容や結果通知などに関して電子申請との違いはありません。

以下では、従来どおり紙による申請（紙申請）の場合の受付方法について記します。

経営事項審査の受審について、当日の書類提出による受付に加えて、郵送及び窓口での書類の事前預かりによる受付も行っています。受付方法等注意事項については、下記のとおりですが、詳細については受付窓口にて確認をお願いします。

○受付について

・当日の書類提出

会場受付にて、連絡先、受審業種数を申し出て頂いたうえで、全ての書類を提出していただき、受付後は連絡がとれる状態にて審査会場外でお待ち下さい。提出書類に疑義がある場合等に審査員から連絡する場合がありますので、連絡があった際は速やかに対応をお願いします。

なお、審査終了後は伺った連絡先に連絡致しますので、受領に受付までお越しく下さい。

・郵送及び窓口での書類の事前預かり

郵送を希望される場合は、事前に審査会場を管轄する建設事務所総務課担当者にご連絡のうえ、審査予約日の**3開庁日前**までに申請書類、提示書類及び返信用レターパックを、**審査会場を管轄する建設事務所総務課**あて送付してください（必着のこと）。封筒の表面に、必ず日中に連絡がとれる電話番号をご記入下さい。

確認用として、提出する副本とは別に申請書類及び提示書類一式を複写してお手元に保管下さい。審査終了後には返信用レターパックで副本をお手元に送付します。

なお、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所以外の会場で郵送により経営事項審査を受審した場合は、受審した会場を管轄する建設事務所の受付印で封印された封筒が送付されますので、**開封せず**に主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所へ持参してください。

窓口での書類の事前預かりを希望される場合は、事前に**審査会場を管轄する建設事務所**へ連絡のうえ、審査予約日の**3開庁日前**までに提出をお願いします。

予約日直前には混み合いますので、余裕を持っての提出にご協力ください。

○確認書類について

これまで当日審査会場にお持ちいただいていた持参書類（原本）に代えて、確認書類として資料（**写し**）の提出（できるだけ両面コピーとしてください）を求めます。（但し、コピー枚数が多い場合などの理由から、従来どおり受審当日に原本書類を提示頂くことでも差し支えないものとします。）

なお、許可申請書、決算変更届など、許可申請時等に提出済の書類であっても、取り扱いについては対面審査の場合と同様としますので、副本又は写しを同封してください。

※確認書類については、各書類に番号を記した付箋を添付して頂くなど、審査の円滑な進行にご協力をお願いします。（付箋に記す番号は、「（10）提出書類（表3）経営事項審査提出書類一覧表」の確認書類の番号（No.）を参考としてください。）

工事確認にかかる契約書、注文書・請書等については、業種ごとに工事経歴書に**記載順の上から3件分**工事名を記載した工事のみで3件に満たない場合で、その他工事がある場合は、3件分になるよう、その他工事のうちのどれかの工事書類が必要です。工事名、契約額、工期、工事内容が確認できる部分のコピーを提出して下さい。（前年度未受審の場合は、2期分ないし3期分必要です。）

契約書、注文書・請書等の右上余白部分に、業種、工事経歴書記載順に番号を記入して下さい。（例、土木一式工事の場合：土一1、土一2）

○郵送による受付の場合の書類等の郵送について

個人情報を含む書類が含まれること、申請手数料（三重県収入証紙）を貼り付けの上提出をいただくことから、信書便（レターパック（赤）や書留郵便）など、確実に受け取り確認ができる方法により送付して下さい。※レターパック（青）や普通郵便は不可。

表面に送付物「**経営事項審査申請書**在中」と朱書して下さい。

郵送料は申請者の負担となります。

郵便事故に関し、県は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

○郵送による受付の場合の申請手数料について

申請手数料は、受審業種数に応じた額面金額の県証紙を、収入証紙納付書様式に貼付して同封して下さい。県証紙は、指定金融機関の百五銀行等でお買い求め頂けます。

〔三重県収入証紙の販売場所一覧〕 <http://www.pref.mie.lg.jp/D1SUITO/39046033383.htm>

○当日の審査について

審査については、いずれの提出方法であっても、審査会場で当日審査を実施します。

当日提出の場合は、書類一式を受付にて預かったのち、会場からいったん退出していただきます。

補正等が必要な場合には、受審日に電話やファックス等にて連絡しますので、審査を円滑に行うために、当日は連絡が取れるようにして頂き、**速やかな**対応をお願いします。

連絡が取れず追加の書類が提出されない場合は審査内容にかかる不利益を被ることがありますので予めご了承下さい。

近年、審査時間が長くなっております。審査を円滑に行うために、書類提出にあたっては不備や過不足がないよう「経営事項審査申請の手引き」を確認のうえ、準備をお願いします。書類は整理し、必要な箇所に付箋を貼るなど、スムーズな審査進行にご協力をお願いします。

審査件数の増加に伴い、午前中で予約を頂いた方であっても、審査完了が午後になることもございます。また、補正対応等により、お預かりした書類一式を当日中に返却できない場合もございますので予めご了承下さい。

○郵送受付による審査の場合の申請書控えの返送について

紙申請の場合は、審査完了後、受付印及び審査済印を押印した申請書の副本を返送します。返送先を記入した返信用のレターパック（赤）を必ず同封して下さい。

○申請に係る問い合わせ及び郵送受付による場合の郵送先

（審査会場を管轄する建設事務所の所在地に郵送して下さい。）

提出先	住所	電話番号
桑名建設事務所 総務課	〒511-8567 桑名市中央町5丁目71	0594-24-3661
四日市建設事務所 総務課	〒510-8511 四日市市新正4丁目21-5	059-352-0665
鈴鹿建設事務所 総務課	〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8680
津建設事務所 総務課	〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34	059-223-5200
松阪建設事務所 総務課	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0577
伊勢建設事務所 総務課	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5197
志摩建設事務所 総務課	〒517-0501 志摩市阿児町鶴方3098-9	0599-43-5125

伊賀建設事務所 総務課	〒518-8533 伊賀市四十九町 2802	0595-24-8200
尾鷲建設事務所 総務課	〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1 番 1 号	0597-23-3524
熊野建設事務所 総務課	〒519-4393 熊野市井戸町 371	0597-89-6142
県土整備部建設業課	〒514-8570 津市広明町 13	059-224-2660

※国土交通省が定める「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」による事業承継（認可など）については、建設業課（本庁）審査になる場合がありますので、事前に連絡をお願いします。
※事前のお問い合わせは、当日の審査通過を担保するものではありませんのでご了承ください。

（10）提出書類（提出部数 正本**1部** 副本**1部**）※提出書類はA4片面で印刷してください。

（表3）経営事項審査提出書類一覧表

No.	書類名	摘要	記入例
1	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 (様式第二十五号の十四)	記入要領及び記入例参照 (申請者の押印は不要。ただし行政書士の代理申請及び行政書士が書類を作成した場合の職印の押印は必要)	P84～ P88
2	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (別紙一)	課税事業者は消費税抜き 免税事業者は消費税込み ※1	P89～ P92
	工事種類別完成工事高付表 (別記様式第1-2号)	完成工事高の積み上げを行う場合のみ添付してください。詳細はP35～P40を参照。	P38
	工事種類別完成工事高付表 (別記様式第1-1号)	完成工事高の分割分類を行う場合のみ添付してください。詳細はP41を参照。	P41
3	工事経歴書 (様式第二号)	変更届出書 (事業年度終了届出書) 等で提出している場合は添付不要。 ※2、※3	P95
4	技術職員名簿 (別紙二)	建設業に従事する職員のうちP117～P119の資格者等に該当する者を記入 ※P48～P51も参照してください。	P99
5	その他の審査項目 (社会性等) (別紙三)	建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況、建設業の営業継続の状況、防災活動への貢献の状況、法令遵守の状況、建設業の経理の状況、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況について記入	P101
6	様式第4号 (CPD単位を取得した技術者名簿)	<u>技術職員名簿 (別紙二) に記載がない者でCPD単位を取得した者を計上する場合</u> に提出 ※常勤性の確認資料 (確認書類No. 8) 及び技術資格を証する確認資料 (確認書類No. 9) が必要。 ※CPD単位取得者の該当がない場合又は技術職員名簿に記載した者以外にCPD単位取得者がいない場合は提出不要。 ※この様式を提出する場合は、様式第5号 (技能者名簿) も併せて提出が必要 (0人の場合も「0」(人) と記入して提出。詳細は※4を参照。)	P72
7	様式第5号 (技能者名簿)	申請書別紙三 (その他の審査項目) <u>項番46「CPD単位取得数」又は項番47「技能レベル向上者数」に計上する場合</u> に提出。※4 ※技能者に計上する場合は、技術職員と同様の常勤性の確認資料 (確認書類No. 8) が必要。	P75
8	様式 (CPD単位取得数計算シート)	CPD単位を取得した者がいる場合に提出	P77
9	収入証紙納付書	三重県収入証紙を購入のうえ、貼付	

10	経営状況分析結果通知書	申請書項番05「申請等の区分」が「1」、「3」、「4」の場合、添付が必要。（正本には原本添付）	
11	次の①～④のいずれかの認定に係る、「 基準適合事業主認定通知書 」又は「 基準適合一般事業主認定通知書 」等の写し ①「えるぼし認定（1段階目）」 ②「えるぼし認定（2段階目）」 ③「えるぼし認定（3段階目）」 ④「プラチナえるぼし認定」	申請書別紙三（その他の審査項目）項番48「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」が「1」の場合は①、「2」の場合は②、「3」の場合は③、「4」の場合は④を添付が必要。「5」の場合は添付不要。 審査基準日時点で取得している認定のうち、最も配点が高いものだけが評価対象となります。※5	
12	次の①～④のいずれかの認定に係る、「 基準適合事業主認定通知書 」又は「 基準適合一般事業主認定通知書 」等の写し ①「くるみん認定」 ②「トライくるみん認定」 ③「プラチナくるみん認定」	申請書別紙三（その他の審査項目）項番49「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」が「1」の場合は①、「2」の場合は②、「3」の場合は③を添付が必要。「4」の場合は添付不要。 審査基準日時点で取得している認定のうち、最も配点が高いものだけが評価対象となります。※5	
13	各都道府県労働局が発行した、 ユースエール認定通知書 の写し	申請書別紙三（その他の審査項目）項番50「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」が「1」の場合は添付が必要。「2」の場合は添付不要。※5	
14	様式第6号（ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 ）※6	申請書別紙三（その他の審査項目）項番51「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」が「1」又は「2」の場合は添付が必要。「3」の場合は添付不要。 ※CCUS上で事業者情報が登録されていることが分かる書類（CCUSの帳票「3-1 事業者情報」等）を確認書類として持参してください。	P78
15	様式第7号（ 建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度に関する誓約書 ）及び 自主宣言制度において宣言していることを証する書面（宣言書） ※7	申請書別紙三（その他の審査項目）項番52「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無」が「1」の場合は添付が必要。「2」の場合は添付不要。	P80
16	防災協定書の写し及び証明書 ※新規又は、昨年度と内容に変更がある場合のみ提出必要。昨年度と同じ内容で、期間のみ更新又は継続の場合に限り、提出書類ではなく確認書類となる。（代表者名や会社の住所のみの変更の場合は昨年度と同じ内容とみなします。）	申請書別紙三（その他の審査項目）項番55「防災協定締結の有無」が「1」の場合は添付が必要。 ※証明書の証明者印は必要。写し不可。 ※昨年度と同じ内容かつ、期間のみ更新又は継続の場合は、確認書類No. 14参照	
17	① 有価証券報告書の写し又は監査証明書の写し （無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの） ② 会計参与報告書の写し ③ 経理処理の適正を確認した旨の書類 （別添含む） ※③は項番59「公認会計士等の数」に掲げられた者のみが作成可能。	申請書別紙三（その他の審査項目）項番58「監査の受審状況」が「1」の場合は①、「2」の場合は②、「3」の場合は③の添付が必要。「4」の場合は添付不要。	
18	別添様式「 建設機械の保有状況一覧表 」及び ① 建設機械の売買契約書等の写し ② 建設機械のリース契約書の写し ③ 特定自主検査記録表、自動車検査記録事項又は移動式クレーン検査証の写し （P67～69参照） ※①～③は、新規掲載分のみ提出。継続の場合は確認書類として提示。確認書類 No. 16参照。	申請書別紙三（その他の審査項目）項番62「建設機械の所有及びリース台数」が「0」以外の場合、別添様式「建設機械の保有状況一覧表」に加え、自社所有の場合は①+③、リース契約の場合は②+③の添付が必要。 但し、提出資料は15台分まで可。 P18～20 注11～15も参照。	別添様式 P64 記入例 P66

19	一般財団法人持続性推進機構が発行した、「エコアクション21」の「認証・登録証」の写し	申請書別紙三（その他の審査項目）項番63「エコアクション21の認証の有無」が「1」の場合、添付が必要。 ※8	
20	（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001、ISO14001の認証を証する書類の写し ※当面の間、確認書類でなく提出書類とします。	申請書別紙三（その他の審査項目）項番64、65それぞれについて、登録の有無が「1」の場合、添付が必要。 ※認証範囲に建設業が含まれていない場合や認証範囲が一部の支店等に限られている場合（会社単位（建設業許可を取得している全営業所：登記の有無にかかわらず）で認証されている必要があります。）は不可。	
21	公認会計士・税理士等による「資本性借入金」該当証明書 ※項番17「自己資本額」において、資本性借入金のうち自己資本とみなす金額を加算した自己資本額を記載した場合に必要	平成20年国土交通省告示85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の四五（二）イに規定する公認会計士等が証明した証明書（資本性借入金を自己資本に加算した場合のみ必要）	
	委任状 （代理申請の場合）	写し可、押印の有無は問いません。 正本、副本両方に添付すること。代理受領の場合は、受領権限が委任されていることが必要。	P106 ～107
	経営事項審査申請書類確認書 （三重県知事許可業者用）	P22（表5）のチェック表を使用してください。 この書類については、 1部 提出してください。	

- ※1 契約後 VE に係る完成工事高の評価の特例の利用を行う場合、契約後 VE による契約額の減額金額が証明できる書類を提出してください。
- ※2 建設業の許可を取得して間もない場合や業種追加をした直後に申請するため、工事種類別完成工事高（別紙一）で2年平均あるいは3年平均の選択した期間に対応する工事経歴書（様式第二号）を、建設業許可申請書等（事業年度終了届出書を含む）に添付して提出していない場合は添付が必要です。
- ※3 建設業許可申請書等（事業年度終了届出書を含む）に添付した工事経歴書（様式第二号）の記載が当該記載要領3（1）によらない場合は、当該記載要領3（1）に適合した工事経歴書（様式第二号）の添付が必要です。当該記載要領3（1）に適合した工事経歴書（様式第二号）の記載方法は、P95を参照してください。
- ※4 様式第5号（技能者名簿）の提出の要・不要については、下図のとおりです。CPD単位取得数は、項番46に記載するCPD単位取得数が「0」以外ならば下図の「有」に該当するので、たとえ技能者数が0人であっても、様式第5号の合計人数に「0」（人）と記入して提出してください。

—		技能レベル向上者数	
		有	無
CPD 単位 取得数	有	提出必要	提出必要 (技能者数が0人でも「0」(人)と記入)
	無	提出必要	提出任意

- ※5 審査基準日以前に認定・認証を受けており、かつ、審査基準日において、取消又は辞退がなされていないことが必要です。
- ※6 評価対象となる「民間工事を含む全ての建設工事」及び「全ての公共工事」については、日本国内以外の工事、建設業許可を要しない軽微な工事（請負代金額500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円）の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建築する工事）、災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策は、対象となりません。また、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点されません。
加点対象となるのは、次の①～③の全てを実施している場合です。
①CCUS上での現場・契約情報の登録
②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法（就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等）でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
③経営事項審査申請時における様式第6号の提出。
- ※7 宣言書は、自主宣言制度HPにおける各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能です。
【加点措置の要件】
審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていることが必要です。
【誓約内容】
・自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約

- ※8 審査基準日が有効期限内のものであることが必要です。また、「認証・登録証」に「段階的認証」又は「サイト認証」と記載があり、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限定されている場合には、加対象となりません。なお、判定結果通知書の場合は認められません。
- また、地域版EMSの相互認証は確認書類ではなく、一般財団法人持続性推進機構が発行した、エコアクション21の「認証・登録証」の写しが必要です。

(11) 確認書類

(表4) 確認書類一覧表〔三重県知事許可業者用〕

No.	書類名	摘要	チェック	
1	経営事項審査結果通知書	申請時点で直近の結果通知		
2	経営事項審査申請書(本人控) 注1)	申請時点で直近の申請書控(P49 3.(3)イの「なお」以降も参照)		
3	建設業許可申請書(本人控)	申請日時点で有する全ての許可に係る最新のもの		
4	変更等届出書(本人控)	直前決算2年又は3年分 ※財務諸表、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額について、課税事業者は消費税抜き、免税事業者は消費税込みで作成してください。	未提出の方は審査が受けられませんので、必ず事前に提出してください。 ※法定期限内の提出であっても、書類不備が見受けられる場合がありますので早めにご提出ください。	
	変更等届出書(本人控)	変更のあった場合のみ必要 ※新規許可又は直近の更新以降にあって変更にかかるもの全て		
5	廃業届(本人控)	新規許可又は直近の更新以降に一部業種の廃業がある場合のみ必要		
6	決算関係書類 (審査基準日以前2年又は3年の間に終了した事業年度に係る分) 注3) (電子申告の場合は、申告データ及び受信通知を出力したもの)	法人	法人税確定申告書の控及び添付書類 決算報告書、別表等	
		個人	青色	確定申告書、青色申告決算書及びその添付資料
			白色	確定申告書、収支内訳書 年間完成工事高の確認できる書類
		共通	消費税確定申告書(免税事業者は不要)	
7	消費税納税証明書(その1)注4)	審査対象事業年度分の原本又は写し ※免税事業者についても必要		
8	技術職員、技能者及び公認会計士等の雇用等が確認できる書類 注5)	審査基準日以前6ヶ月を超える雇用(ただし、項番59「公認会計士等の数」及び項番60「二級登録経理試験合格者等の数」に計上する者については、審査基準日時点の雇用)が確認できる書類 (「1」及び「2」両方の書類の持参が必要です) 1. 雇用保険事業所別被保険者台帳(基準日以降に発行されたもの)又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (出向者については、審査基準日以前6ヶ月を超える出向契約書又は出向協定書) 2. 申請時直近の標準報酬月額決定通知書(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書) (ただし、掲載されていない70歳以上被用者に該当する場合は、『厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ』) ※上記の書類で確認できない場合は、「源泉徴収簿」及び「賃金台帳」や、「履歴事項全部証明書」等の雇用が確認できる資料が必要です。 ※紛失した場合は、再発行可能かご確認願います。		
		技術職員のうち高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者(6ヶ月超前からの雇用者:65歳以下に限る)がある場合 継続雇用制度対象者であることを証する会社の代表者の記載のある書面(様式第3号) P30参照 ※常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則も必要		

9	技術職員の資格等を証する書類	<p>申請しようとする資格に関する合格証明書、免許証、登録証、免状、合格証書、能力評価（レベル判定）結果通知書等。 ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、その写しで可（この場合は有効期限が切れていても可）。注6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 実務経験が必要な資格については実務経験証明書 注7) ※ 登録基幹技能者講習を修了した者については登録基幹技能者講習修了証（登録基幹技能者講習修了証に基幹技能者が申請した実務を有する業種名が記載されるので、その業種で申請があった場合のみ加点評価の対象です。有効期限内のもの）の写し ※ 認定能力評価基準によりレベル4又はレベル3と判定された者は能力評価結果通知書（評価年月日は、審査基準日より前の日付） ※ 講習受講で加点の場合は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し 注8) ※ CPD取得単位数がある場合は、審査基準日前1年間に取得したCPD単位数取得数を証する書面（CPD受講証明書等） ※ 監理技術者補佐の場合は主任技術者としての資格を証する書類と1級技士補の資格証（一次試験合格通知書）の双方が必要
10	<p>建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況を確認する書類</p> <p>※申請書別紙三（その他の審査項目）項番41から項番43の各項目をそれぞれ「有」として申請する場合に必要。</p>	<p>【建退共】 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用）で審査基準日が含まれるもの</p> <p>【退職一時金・企業年金】 次のいずれかの書類（「就業規則書」を除き、いずれも審査基準日の含まれるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度 中退共の加入証明書、共済契約書 ● 特定退職金共済団体の加入証明書又は共済契約書 ● 退職手当の定めがある就業規則書（ただし、常時10人以上の労働者を雇用している場合は、労働基準監督署の届出印のあるもの。また、財源が明らかでないものは不可。） ● 厚生年金基金の加入証明書あるいは領収証書 （審査基準日を含む月の掛け金を納付したもの） ● 確定給付企業年金の導入が確認できるもの （基金型にあっては企業年金基金の発行する加入証明書、規約型にあっては資金管理運用機関の発行する加入証明書） ● 確定拠出年金（企業型）の導入が確認できるもの （確定拠出年金管理運営機関の発行する加入証明書） ● 適格退職年金として認可を受けた保険等の契約書 <p>【法定外労災】 次のいずれかの書類（審査基準日において有効なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● （公財）建設業福祉共済団加入証明書 ● （一社）全国建設業労災互助会加入証明書 ※ 「新労災（傷害プラン）補償制度」、「労災上積み補償制度」は可ですが、「第三者賠償補償制度」は認められません。 ● 中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者（全日本火災共済協同組合連合会等）の労働災害補償共済契約加入証明書 ● （一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害共済加入証明書 ● 民間保険事業者との直接契約の場合 以下の要件がすべて確認できる保険証券（証券だけで確認が難しい場合には、約款、契約明細書等も持参のこと。）又は加入証明書（様式例はP82参照） <ul style="list-style-type: none"> ① 通勤災害（出勤及び退勤中の災害）も補償対象であること ② すべての下請業者の職員も補償対象であること ③ 補償の範囲が死亡・労災障害等級1～7級すべてを対象としていること ● 公益法人の建設業者団体が取り扱う団体保険の場合 建設業者団体又はその団体保険を扱う保険会社が発行する団体保険制度の加入証明書で、上記①～③要件がすべて確認できるもの <p>※ 保険会社の保険については、政府の労働災害保険の概算・確定保険料申告書及び領収証書（審査基準日を含む年度の分）も必要です。詳しくはP53ウ(ウ) bをご覧ください。</p>

11	CCUS 上で事業者情報が登録されていることが分かる書類 (CCUS の帳票「3-1 事業者情報」等)	項番 51「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」が「1」又は「2」の場合に必要	
12	営業年数を確認できる書類	最初の許可申請書又は許可通知書 (No. 3) で代用可能	
13	民事再生法又は会社更生法の適用を確認する書類 ※申請書別紙三 (その他の審査項目) 項番 54 を「有」で申請する場合に必要。	手続開始の決定日を証明する書面 手続終了の決定日を証明する書面 (官報公告の写し等) ※審査対象事業年度に受けた決定にかかもの	
14	防災協定締結の有無を確認できる書類 (内容変更がなく、期間のみ更新又は継続の場合) ※申請書別紙三 (その他の審査項目) 項番 55「防災協定の締結の有無」が「1」の場合に必要。 ※新規又は内容変更ありの場合は、 <u>防災協定書の写し及び証明書の提出 (提出書類一覧表の No. 16) が必要です。</u> 注9)	・国、特殊法人等 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等) 又は地方公共団体と申請者が協定を直接締結している場合は、 <u>防災協定書の写し (証明書は不要)</u> ・社団法人等の団体が防災協定を締結している場合は、申請者が審査基準日時点で一定の役割を負っていることを証する、当該団体の長が発行した証明書 (確認書類の場合は写し可。防災協定書の写しは不要)	
15	登録経理試験等の資格等を証する書類 注 10)	登録経理試験 (建設業経理士 1、2 級)、公認会計士、及び税理士の資格を有する者の資格者証、合格証明書、研修・登録経理講習修了証等	
16	建設機械の保有状況を確認できる書類 注 11) ※新規掲載分は提出書類。 継続分は確認 (提示) 書類。 ※申請書別紙三 項番 62 を「0」以外で申請する場合に必要。	別添様式「建設機械の保有状況一覧表」(P64) を提出するとともに、以下の①及び②を提示。(確認資料は 15 台分までとする。) ① 審査基準日において自ら所有又はリース契約していることを証する書類 (下記ア、イ、ウのいずれか) 注 12) ア 売買契約書の写し 注 13) イ 譲渡証明書、売買証明書等の写し 注 13) ウ リース契約書の写し ※ リース契約の場合は、審査基準日から将来に渡って 1 年 7 ヶ月以上の使用期間のあるものに限り。注 14) ②対象機械が正常に稼働する状態であること及び種別または規格を確認できる書類 (特定自主検査記録表、自動車検査証記録事項又は移動式クレーン検査証の写し) 注 15)	
17	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の確認書類 注 16) ※項番 46「CPD取得単位数」、項番 47「技能レベル向上者数」に計上する場合に必要。	・項番 46「CPD取得単位数」に計上する場合は、審査基準日以前 1 年以内に取得した、CPD認定団体が記載された CPD 単位数取得数を証する書面 (CPD 受講証明書、学習履歴証明書等) (証明期間は、 <u>審査対象事業年度のもの</u>) ・項番 47「技能レベル向上者数」に計上する場合は、次の①及び②の書類 ①審査基準日時点における能力評価 (レベル判定) 結果通知書 (※) ②様式第 5 号 (技能者名簿) に記載された者が 1 名以上ある場合、人数が確認できる、作成建設業者 (元請負人) 又は下請負人となって施工したものに係る施工体制台帳のうちの作業員名簿の写し (審査基準日時点で稼働している工事分の名簿で確認。当該名簿で確認できない者は、完成日が審査基準日に近い工事分の名簿で確認。作成義務のない申請者の場合は下記 (1) ~ (3) が確認できる任意様式の名簿を作成すること)。 下記事項が確認できること。 (1) 氏名、生年月日及び年齢 (2) 職種 (3) 医療保険、年金及び雇用保険の加入等の状況 ※建設キャリアアップシステム (CCUS) の能力評価実施団体が発行したものを指す。カード (写し含む) では不可。能力評価実施団体については、下記の国交省 HP を参照。 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/nouryokuhyouka_otoiawase.html	
18	完成工事高に計上した工事の契約関係書類 注 17)	各審査対象業種の完成工事高に計上した工事に係る工事請負契約書、注文書・請書 (控) 等 (該当の工事経歴書記載上から 3 件分 (その他〇件として記載したものも含む))	

19	会計監査人・参与が記載された登記簿謄本 ※項番 58「監査の受審状況」が「1」又は「2」の場合に必要。	審査基準日時点における会計監査人・参与が確認できる直近のもの	
----	--	--------------------------------	--

※ 提出書類、確認書類は、上記に記載された書類以外の資料の提示や写しの提出等を求める場合がありますので、予めご了承ください。

注1) 審査対象事業年度において、完成工事高の業種間積み上げ (P35) を行う際、前年の申請において積み上げ元の業種が審査対象業種として受審されておらず、かつ、工事種類別完成工事高 (別紙1) で3年平均を選択した場合は、前々回の経営事項審査申請書 (本人控) も持参してください。

経営事項審査申請書 (本人控) が紛失等により持参できない場合は、三重県県土整備部建設業課 (三重県津市広明町13番地:6F) で保管している前回の経営事項審査申請書の開示・複写請求ができますので、申請までに来庁の上、準備をお願いします。なお、開示・複写を行うためには準備に時間を要することから、希望される方については、事前に審査を受ける前に必ず県土整備部建設業課 (059-224-2660) に問い合わせをしてください。

注2) 工事種類別完成工事高 (別紙1) で2年平均を選択した場合は2年分、3年平均を選択した場合は3年分を持参してください。

審査対象となる期間に事業年度の変更や法人成り等により12ヶ月に満たない期間で終了した事業年度を含む場合は、当該期間に対応する変更届出書 (事業年度終了届出書) が必要です。

「完成工事高」の2年平均、3年平均の選択に合わせて、必要年数分を経営事項審査用の記載方法とする必要があります。必要に応じて以下の様式について、提出済みの事業年度終了届出書の差替えを行ってください。

①工事経歴書 (様式第二号)

…「経営規模等評価の申請を行う場合」の記載要領 (P95) に従い記載したもの

②直前3年の各事業年度における工事施工金額 (様式第三号)

③財務諸表 (様式第15、16、17、17-2号、若しくは様式第18、19号)

…税抜き処理にしたもの (ただし、免税事業者を除く)

注3) 審査基準日以前2年分を持参してください。

なお、初めて経営事項審査を受ける場合や直前2年 (工事種類別完成工事高において3年平均を選択する場合は3年) に経営事項審査を受けていない事業年度がある場合は、選択した完成工事高の期間に対応する決算関係書類を持参してください。

注4) 4月に審査を受ける予定の個人業者の方の場合、消費税の申告、納付の時期及び税務署の事務処理の関係で、審査までに証明書の交付が間に合わない可能性があります。

この場合については、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所又は審査会場の担当者に事前にご相談ください。

なお、納税証明書は課税・免税及び課税額の確認のために提示を求めるもので、未納の税額の有無は審査に影響しませんが、税額の全部または一部に未納がある場合、審査を受けることはできませんが、発注機関の入札参加資格が得られない可能性がありますのでご注意ください。

また、初めて経営事項審査を受ける場合や直前2年 (工事種類別完成工事高において3年平均を選択する場合は3年) に経営事項審査を受けていない事業年度がある場合は、選択した完成工事高の期間に対応する納税証明書を持参してください。

注5) 雇用保険事業所別被保険者台帳については審査基準日以降に取得したものがが必要です。

前回の経営事項審査において記載されていない法人役員を新たに記載する場合には、役員就任変更届、履歴事項全部証明書等、審査基準日以前6か月を超える在任期間が確認できる書類を提示してください。

●法人役員については下記①及び②

①前年経審申請書の「技術職員名簿」 (記載確認できない場合は役員就任日が確認できる書類)

②法人税確定申告書の勘定科目内訳明細書「⑭役員給与等の内訳書」（常勤として記載されていること）

●個人事業主及び事業専従者については所得税確定申告書の「第一表」「第二表」

●従業員については雇用保険事業所別被保険者台帳（基準日以降に発行されたもの）または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の「資格取得年月日」により審査基準日以前6ヶ月を超える雇用を確認します。

また、賃金額については

●法人の従業員→標準報酬月額決定通知書「標準報酬月額」（申請時直近のもの）

●個人事業主の従業員→所得税確定申告書「給与賃金の内訳」

により確認を行います。

注6) 前回の経営事項審査において提示のあった合格証や資格を証する書類のうち、変更がなく有効期限の定めのないものは、再度の提示は不要です（例. 合格証明書、免状）。

ただし、新規掲載者、有資格区分コードを変更する者及び実務経験を必要とする有資格区分コードで申請する全ての者の実務経験証明書は提示が必要です。

合格証明書等（卒業証書及び卒業証明書を除く。）の交付年月日は、審査基準日以前のものでなければなりません。また、有効期限に関する記載がある場合は、審査基準日時点で有効であるものがが必要です。

建設業の許可換え（大臣→三重県知事許可、他県の知事許可→三重県知事許可）をされた場合、前年（前回）、受審した時の技術職員名簿の写しを提出してください。許可換えの場合においても、前回受審時と有資格の変更がない場合は、資格に関する確認資料の提出は不要です。

注7) 実務経験証明書の様式は、建設業許可申請にかかる法定様式（様式第9号）によることとしてください。（証明者の押印は不要です）

なお令和3年6月以降、新規掲載者（過去の申請において掲載がない者）の場合は記載内容確認と在籍確認を行っています。

実務経験証明書とともに、記載した建設工事の契約書、注文書・請書等の確認資料及び実務経験期間に在籍していたことがわかる資料を、事前に余裕をもって主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所へ提出してください。※確認要件については、建設業許可における営業所技術者等の実務経験と同様です。

注8) 審査基準日以前5年以内に交付された監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講修了証（講習を受講した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていること）の写しを持参してください。

注9) 防災協定を社団法人等の団体が締結している場合、申請者が**審査基準日時点**で一定の役割を負っていることを証する、団体の長が発行する証明書は、P83の様式例を参考に、記載内容に漏れないようにしてください。（団体への加入証明書のみでは認められません。）

なお、新規又は内容変更のいずれかに該当する場合は「防災協定書の写し」及び「団体証明書」を提出してください。

注10) 公認会計士・税理士・登録経理試験（1級、2級）の合格者に対する加点の条件として、継続的な研修・講習の受講が必要です。1級・2級登録経理試験（建設業経理士）の合格者は、登録講習を5年に1度受講することが必要となります。詳細はP56～57をご覧ください。

※登録講習については、実施機関（建設業振興基金）にお問い合わせください。

注11) 評価対象となる機械は、

建設機械抵当法施行令別表に規定する**ショベル系掘削機**（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）、**ブルドーザー**（自重が3トン以上のもの）、**トラクターショベル**（バケット容量が0.4立方メートル以上のもの）、**モーターグレーダー**（自重が5トン以上のもの）、**土砂等を運搬する貨物自動車**であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミ

トレーラ」と記載されているもの（ただし、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両や、貨物自動車でない場合は認められません）、自動車検査証の車体の形状の欄に「**アスファルト・フィニッシャ**」と記載されている大型特殊自動車、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の**移動式クレーン**、同令第13条第3項第33号に掲げる**不整地運搬車**、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の**高所作業車**、同令別表第7第4号に掲げる**締固め用機械**（このうち、「ローラー」については、自主検査指針に記載の「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」が該当します。なお、一般に締固め用機械として認知されているハンドガイドローラーは移動用エンジンにより自走可能であり、ロードローラーの一種であるため、加点対象となりますが、コンパクトやランマー等明確に自走能力が無い建設機械は特定自主検査の対象ではないため、加点対象建設機械に該当しません）、同表第6号に掲げる**解体用機械**（「ブレーカ」および同法施行規則第151条の175に定める「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」が該当する。また、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加点しない）に限ります。

注12) 前回認められた機械については、自己所有及びリース契約で内容に変更のない場合、契約書類は不要です。

その場合、別添様式「建設機械の保有状況一覧表」の「No.」に○を付けてください。

ただし、リース契約で自動車検査証記録事項の**使用者**と経営事項審査の受審業者が異なっている場合は、毎年、審査基準日においてリース契約を実施していることを確認するため、原契約と転貸借の両方の契約書類の添付が必要です。

注13) 自ら所有していることを証する書類は、売買契約書、譲渡証明書、売買証明書のほか、注文書及び注文請書、注文書及び領収書、自動車検査証記録事項（※）（審査基準日において有効なもの）（審査基準日後に発行されたものは不可）等、所有者・対象となる車両が特定できる型番等・車両の引渡日などが確認できる書類が必要です。所有者・使用者ともに自社名義のものに限る）等も可としますが、それらにより建設機械のメーカー名、型式、製造番号等が特定できる場合に限るものとします。なお、資産台帳や税務申告関係書類等、自己申告に基づくような書類は不可とします。

また、建設機械の保有状況一覧表の「型式／製造番号」欄には特定自主検査記録表に記載されている型式及び製造番号を記載してください。

※自動車検査証記録事項は、ICタグに格納された情報を、汎用のICカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンでPDFファイルとしてダウンロード可能です。AタイプとBタイプがありますが、必要な情報が記載されている方を添付してください。なお、電子車検証に関する詳細やお問い合わせ先は、自動車検査証についての国土交通省ホームページをご覧ください。

注14) リース契約において、将来に渡っての期間が**1年7ヶ月**に満たないものについては自動更新の条項があっても認められません。（**受審日時点までに**契約更新がなされ、審査基準日から将来に渡り**1年7ヶ月以上**の使用期間が確認できることが必要です。）

リース後の買取については、リース契約とは別に買取契約書等（日付は審査基準日の後でも可）が交わされているなど、所有権の移転に確実性があると判断される場合に認められるものです。また、使用貸借の場合は認められません。

注15) ①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル、④モーターグレーダー、⑤高所作業車、⑥締固め用機械及び⑦解体用機械

・・・**特定自主検査記録表**（検査年月日が審査基準日以前1年以内のもの）

⑧不整地運搬車・・・**特定自主検査記録表**（検査年月日が審査基準日以前2年以内のもの）

⑨「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」「アスファルト・フィニ

ツシヤ」・・・**自動車検査証記録事項**（審査基準日において有効なもの。（審査基準日後に発行されたものは不可。※審査基準日以降に記録事項の記載内容の変更が生じる場合、**必ず変更前の自動車検査証記録事項を保管**しておいてください）。

ただし、「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」は、備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり土砂等の運搬が制限されている車両や、貨物自動車でない場合は認められません）

⑩**移動式クレーン・・・移動式クレーン検査証**（審査基準日が有効期間内のもの）を提出してください。

なお、特定自主検査記録表の提出を求めている建設機械で審査基準日以前1年以内（不整地運搬車は審査基準日以前2年以内）に購入（又はリース）した場合は、特定自主検査記録表に代えて特定自主検査実施時期証明書等の写し及び対象機械であることを確認できる書類（カタログ等：対象機械名称、種別または規格がわかるもの）を提出（継続の場合は提示）してください。移動式クレーンについては、移動式クレーン検査証に代えて移動式クレーン製造時検査証、性能検査証等の写しを提出（継続の場合は提示）してください。

また、特定自主検査記録表の提出を求めている建設機械を新規に掲載する場合で、特定自主検査記録表で種別または規格が確認できない場合は、対象機械であることを確認できる書類（カタログ等：種別または規格がわかるもの）を提出してください。

注 16) 規則第7条の3第3号（建設業許可の営業所技術者等の要件に該当する登録基幹技能者講習を修了した者）若しくは規則第18条の3第2項第1号に規定する者（建設業許可の営業所技術者等の要件に該当する者）又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（建設業許可の営業所技術者等の要件に該当する者を除く。）が、審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）がある場合は、CPD単位取得数（記載要領P102の算出式により計算）に記入し、CPD認定団体が発行したCPD単位取得数を証する書面（CPD受講証明書、学習履歴証明書等）を提示してください。

※CPD認定団体が発行したCPD単位取得数を証する書面については、証明書発行時点で退職されている方は発行できない場合もあります。そのため、証明書の発行は十分余裕をもって行ってください。

なお、令和5年4月1日以降に開催した「建設業経理士CPD講習」を技術職員が受講した場合はCPD単位付与の対象となりました。（経営事項審査で認定するためには、取得単位数が証明できる場合に限りです。）それ以前の講習につきましては、CPD単位付与の対象外となります。CPD単位の取得申請などに関する詳細は一般財団法人建設業振興基金までお問い合わせください。

※建設業経理士CPD講習が全ての「CPD制度」において認定プログラムとなっているわけではありません。参加登録されている「CPD制度」の運営団体にお問い合わせください。

また、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した技能者（施工の管理のみに従事した者を除く）のうち、審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者がいる場合は、技能レベル向上者数の欄に記入し、能力評価（レベル判定）結果通知書を提示してください。

注 17) 令和3年4月以降の審査における契約関係書類の確認は、工事経歴書記載の**上から3件分**を基本とします。ただし、申請内容に疑義がある場合は3件分以外の工事を確認する場合があります。初めて経営事項審査を受ける場合や前年若しくは前々年に経営事項審査を受けていない場合等、工事経歴書の確認がされていない事業年度を含む場合は、該当する事業年度の工事に係る契約関係書類も持参してください。

また、前年若しくは前々年に経営事項審査を受けていても、今回、申請する業種が、前年若しくは前々年に審査対象業種として申請しておらず、工事経歴書の確認がされていない事業年度がある場合は、該当する事業年度の工事に係る契約関係書類も持参してください。

請負契約書、注文書・請書（控）により最終請負額及び工事内容が確認できない場合や請負契約書、注文書・請書（控）の持参が困難な場合は、工事内容が確認できる書面（工事台帳、注文書、請求書（控）、見積書（控））及び入金状況が確認できる書面（総勘定元帳、入金状況

が記帳された工事台帳、通帳、領収書（控）、インターネットバンキング出入金記録）を持参してください。

特に、工事経歴書の記載金額と確認書類の契約金額が合わないために、審査に時間がかかる事例が見受けられるため、上記書類がすぐに提示ができるようあらかじめ書類の整合性を確認していただくとともに、付箋を貼るなど、迅速・円滑な審査の実施にご協力いただきますようお願いいたします。

【その他資料の提示を求めるもの】

※公共工事にかかる契約（元請に限ります。）においては、契約書（鑑：変更分すべてを含む）及び工事概要が明記された発注仕様書（鑑）の写しがあれば、原本の持参を省略できるものとします。なお、**一式工事で発注された工事については、これに併せて発注業種がわかる資料をご持参ください。**

※一式工事の工事経歴書に下請の区分で記載された工事については、その工事の配置技術者にかかる資格確認を行います。このため、**配置技術者の資格者証等をご持参ください。**

（なお、技術職員名簿で資格を確認された技術者については資格者証等の確認は省略とします。）

※建設工事の請負契約であることや業種区分が請負契約書等から明確に読み取れない場合は、**設計書、仕様書等の契約内容のわかる書類を併せて提示してください。**

※維持管理業務委託については、建設工事と兼業（除草、側溝清掃、雪氷対策等）が混在している場合がありますので、適切に区分した上で、建設工事の部分を完成工事高に計上してください。また、**契約書、工事経歴書に計上した金額の内訳が分かる資料（指示書単位の案件名と金額が分かる一覧表など）、入金が分かる通帳を提示してください。**

※単価契約（あるいは年間契約）で当初契約時に請負代金総額を定めていない場合は、当初の単価（あるいは年間契約）契約書と併せて、工事経歴書に記載されている請負代金総額が確認できるもの（指示書、請求書（控）など）を提示してください。

※共同企業体（JV）による請負工事については、**全体の請負金額及び構成員の出資比率（甲型JV）、分担した工事額（乙型JV）が分かる資料**を提示してください。

※建設工事の契約書が電子契約である場合、**契約書（工事名、契約額、契約者名などの記載された書類）及び締結（合意）証明書など電子契約を締結したことがわかるもの**を提示してください。

【その他の注意点】

- ・法人の合併、組織替え、営業権の譲渡等の特殊な場合、又は必要と認める場合は、他の参考書類の提出、提示を求めることがあります。また、申請内容の確認ができないときは、審査中止とする場合や、審査を保留し、後日確認とする場合がありますのでご了承ください。
- ・原本の持参が困難な場合や書類紛失のおそれがある場合はコピーをお持ち頂いて構いません。但し、コピーの際は部分的なものではなく、原本をそのままコピーしたものをご持参ください。（審査に関係のない部分はマーカー等で隠していただいて結構です）
- ・電子商取引により締結された契約で、電磁的記録のみにより保管されており、紙出力が不可能なものについては、申請者において表示装置の持ち込みにより対応していただいても構いません。ただし、審査会場のコンセント等は使用できませんので、電源・通信環境等は申請者において担保してください。

(表5) 三重県知事許可業者用提出書類チェック表

三重県知事許可業者用(R8.7)

三重県知事許可業者用 **経営事項審査申請書類 確認書**

申請日： 令和 年 月 日

申請者名：
(許可番号) (24 -)

審査基準日： 令和 年 月 日

* 提出書類は、収入証紙納付書以外は、正、副各1部合計2部ご準備ください。また、正、副は同じ物を揃えてご提出ください。

* 提出書類、確認書類については、**経営事項審査申請の手引き**をよく読んでご準備ください。

※チェック欄は、申請者が必ず確認し○をつけ

	No.	書類名	チェック		メモ	
			チェック	審査チェック		
提出書類 (P115P13)	1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(様式第二十五号の十四)				
	2	工事種類別完成工事高(別紙一)				
		工事種類別完成工事高付表				
	3	工事経歴書				
	4	技術職員名簿(別紙二)				
	5	その他の審査項目(社会性等)(別紙三)				
	6	様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)※別紙二に記載がない者				
	7	様式第5号(技能者名簿)				
	8	CPD単位取得数計算シート				
	10	経営状況分析結果通知(原本)				
	11	「女性活躍推進法に基づく認定」(えるまし認定等)の認定通知書(写し)				
	12	「次世代法に基づく認定」(くるみん認定等)の認定通知書(写し)				
	13	「若者雇用促進法に基づく認定」(ユースエール認定)の認定通知書(写し)				
	14	様式第6号(就業履歴蓄積措置の誓約書及び同意書)				
	15	様式第7号(建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度)に関する誓約書)及び自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し(宣言書)				
	16	防災協定書写し又は証明書(新規・変更は提出、継続・更新は確認書類No.14)				
	17	建設業の経理(監査受審)の状況を証明する書類				
	18	建設機械の保有状況一覧表				
		保有状況を証明する書類(新規は提出、継続は確認書類No.16)				
		特定自主検査記録表等(新規は提出、継続は確認書類No.16)				
	19	エコアクション21認証・登録証(写し)				
20	ISO9001, 14001認証証明書類(写し)					
21	「資本性借入金」該当証明書					
		委任状(代理申請の場合)				
9		収入証紙納付書				
確認書類 (P14517)	1	経営事項審査結果通知書				
	2	経営事項審査申請書(本人控)				
	3	建設業許可申請書(本人控)				
	4	a	事業年度終了届出書(本人控)			
		b	各種変更届(本人控)			
	5	廃業届(本人控)				
	6	決算関係書類				
	7	消費税納税証明書(その1)				
	8	a	雇用保険事業所別被保険者台帳 等			
		b	標準報酬月額決定通知書 等			
	9	技術職員の資格等を証する書類				
	10	a	建退共の加入証明書			
		b	退職一時金・企業年金加入の証明書類			
		c	法定外労災加入の証明書類			
	11	CCUS上で事業者情報が登録されていることが分かる書類(CCUSの帳票「3-1 事業者情報」等)				
	14	防災協定書写し又は証明書(新規・変更は提出書類No.16)				
	15	登録建設業経理士等の資格等を証する書類				
	16	建設機械の保有状況を証明する書類(新規は提出書類No.18)				
		建設機械の特定自主検査記録表等(新規は提出書類No.18)				
17	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の確認書類					
18	完成工事高の契約関係書類					
19	会計監査人・参与が記載された登記簿謄本					
		その他				
		経営事項審査申請者確認				

Ⅲ 経営規模等評価申請書等

1. 経営規模等評価申請書等〔20001帳票〕

(1) 各項番の記入方法 ※数値がマイナスになった場合は数字の左側に△を付けてください。

経営規模等評価申請書等の裏面記載要領及び下記の内容をよくお読み下さい。

i) 許可番号等の記入方法

「許可番号」(項番02)、「許可年月日」(項番02)、「許可を受けている建設業」(項番15)は、申請日現在における申請者の許可の状況により記入してください。

「許可年月日」(項番02)については、許可を受けた年月日が複数ある場合には、最も古いものを記入してください。

「前回の申請時の許可番号」(項番03)は、許可切れ後に再度新規に許可を取得した場合や、許可換えにより異なる許可行政庁の許可番号を取得した場合などに限り、記入してください。

「商号又は名称」(項番08、項番09)、「代表者又は個人の氏名」(項番10)、「主たる営業所の所在地」(項番13)、「電話番号」(項番14)に変更があつて、許可申請における所定の「変更届出書」が未提出の場合は、申請日までに必ず「変更届出書」を提出してください。

また、「主たる営業所の所在地」(項番13)には、市町に続く町名街区以下を記入してください。この際、「丁目」、「番」、「号」などは「-」(ハイフン)で記入してください。

ii) 審査基準日(項番04)

「審査基準日」(項番04)は、原則として、経営規模等評価を申請する日の直前の事業年度の終了の日(決算日)です。

なお、法人成りや事業継承をした後に新たな決算が未到来の時点で申請する場合は、法人設立日又は新事業主の事業開始日が審査基準日となります。

iii) 法人又は個人の別(項番07)

「資本金額又は出資総額」の欄は、**審査基準日時点**の資本金額等を記入してください。(個人事業者は記入不要です。)

「法人番号」の欄は、国税庁から通知された「法人番号指定通知書」に記載されている法人番号(13桁)を記入してください(国税庁HP「国税庁法人番号公表サイト」でも確認可能です。)

なお、個人事業の場合は空白で提出してください。

※ 個人番号(マイナンバー)が記載された申請書は受理しません。

iv) 経営規模等評価等対象建設業(項番16)

「経営規模等評価等対象建設業」(項番16)の欄は、申請日時点で許可を受けている業種のうち、経営規模等評価を申請する業種のカラムに「9」を記入してください。

なお、審査基準日時点で許可を受けていなくても、業種の追加等によって申請日時点で許可を受けている場合は審査を受けることができます。

※申請日時点で廃業した業種に係る経営事項審査申請はできません。経営事項審査申請日以後に、評価を受ける予定(項番16に「9」を記入した)の業種の許可を廃業した場合は、建設業課建設業班へご連絡をお願いします。(経営事項審査申請前又は結果通知書受領後に廃業した場合は、不要です。)

(2) 自己資本額(項番17)

ア 審査基準日の決算(以下「基準決算」という。)の自己資本額または2期平均(基準決算及び基準決算の直前の審査基準日における自己資本の額の平均)のいずれかを記入します。

イ カラム欄右の表内には2期平均を選択した場合に、それぞれ基準決算、基準決算の直前の審査基準日の自己資本の額を記入します。**(基準決算を選択した場合は、表内は記入不要)**

ウ 自己資本額は、経営状況分析申請書に添付した財務諸表から次の要領により算出します。

(ア) 法人の場合

自己資本額=貸借対照表〔純資産合計〕

※2期平均選択時に、基準決算の直前の審査基準日における財務諸表を、旧商法に基づき作

成している場合、基準決算の直前の審査基準日における自己資本の額は、貸借対照表〔資本合計〕を読み替えて適用します。

(イ) 個人の場合

自己資本額＝貸借対照表〔純資産合計〕

※2 期平均選択時に、基準決算の直前の審査基準日における財務諸表を、旧様式で作成している場合、基準決算の直前の審査基準日における自己資本の額は、貸借対照表〔資本合計〕を読み替えて適用します。

エ 事業を開始した個人または新たに設立された法人が、最初の決算の到来までに申請する場合、また、最初の決算を審査基準日として申請する場合の自己資本額算出に用いる財務諸表は以下のとおりです。

最初の決算	審査基準日	基準決算	2 期平均
未到来	【個人】事業開始の日 【法人】法人設立日	開始貸借対照表	選択できません。
到来	最初の決算日	決算日における 貸借対照表	【基準決算】 決算日における貸借対照表 【直前の審査基準日】 開始貸借対照表

※法人成りの場合、個人廃業時点の貸借対照表を用いることはできません。

(3) 利益額（項番 1 8）

利益額は「営業利益」に「減価償却実施額」を加算した額で、全ての申請者に対して 2 期平均が適用され、次の要領で記入します。

ア 表中の左上（「審査対象事業年度」の「営業利益」）の欄には、当期事業年度開始日の直前 1 年（以下「審査対象年」という。）の各事業年度（以下「審査対象事業年度」という。）における営業利益の額を記入します。

イ 表中の右上（「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の「営業利益」）の欄には、審査対象年開始日の直前 1 年（以下「前審査対象年」という。）の各事業年度（以下「前審査対象事業年度」という。）における営業利益の額を記入します。

ウ 表中の左下（「審査対象事業年度」の「減価償却実施額」）の欄には審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額を記入します。

エ 表中の右下（「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の「減価償却実施額」）の欄には、前審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額を記入します。

オ 利益額（2 期平均）は、審査対象事業年度における利払前税引前償却前利益（上記アの額及びウの額の合計）及び前審査対象事業年度における利払前税引前償却前利益（上記イの額及びエの額の合計）の平均の額（千円未満切捨て）を記入します。

カ 上記ア～エの額は決算期変更、合併、事業譲渡、会社分割等の特殊な場合を除き、**「経営状況分析結果通知書」の下部に記載された参考値を転記します**。転記できない場合は、営業利益は損益計算書で、減価償却実施額は次の資料で確認します。

(ア) 法人

法人税確定申告書別表 1 6 (一)、(二) 等

(イ) 個人（青色申告者）

所得税青色申告決算書

(ウ) 個人（白色申告者）

収支内訳書

「利益額」(項番18)のカラム右下欄に記入できる「営業利益」及び「減価償却実施額」は次表のとおりです。

法人の場合	営業利益	損益計算書(規則別記様式第16号)の営業利益(または営業損失)
	減価償却実施額	<p>以下に掲げる金額の合計額。ただし、16(七)、(八)については、減価償却費として処理されている場合のみ計上可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人税確定申告書別表16(一)「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の当期償却額(「35」の欄) ○法人税確定申告書別表16(二)「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する細書」の当期償却額(「39」の欄) ○法人税確定申告書別表16(四)「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書」の当期償却額(「31」の欄) ○法人税確定申告書別表16(六)「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」の当期償却額(「7」及び「16」の欄) ○法人税確定申告書別表16(七)「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」の当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額(「8」の欄) ○法人税確定申告書別表16(八)「一括償却資産の損金算入に関する明細書」の当期損金算入額(「5」の欄)
個人の場合	営業利益	損益計算書(規則別記様式第19号)の営業利益(または営業損失)
	減価償却実施額	<p>【青色申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所得税青色申告決算書(一般用)の「損益計算書」における減価償却費(「18」の欄)及び「製造原価の計算」における減価償却費(「11」の欄)又は「減価償却費の計算」における「本年分の必要経費算入額」 <p>【白色申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○白色申告収支内訳書(一般用)の損益計算書における減価償却費(「13」の欄)又は「減価償却費の計算」における「本年分の必要経費算入額」

キ 事業年度を変更したため審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24ヶ月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、法人成りの場合、事業承継の場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における平均利益額は年間平均完成工事高の要領で算定するものとします。

ク 各種事例に対する利益額(2期平均)の記入方法

なお、按分処理を行う場合(例2~5)は、以下の例のように、「審査対象事業年度」、「審査対象年度の前審査対象事業年度」の下に必ず按分計算を記載してください。

【例1】通常の場合

(12ヶ月)		(12ヶ月)	
R 2.4.1	R 3.3.31	3.4.1	R 4.3.31
← 前審査対象事業年度		← 審査対象事業年度 →	
審査対象事業年度	令和3年4月1日~令和4年3月31日(12ヶ月)	営業利益10,000千円	減価償却実施額6,000千円
前審査対象事業年度	令和2年4月1日~令和3年3月31日(12ヶ月)	営業利益12,000千円	減価償却実施額5,000千円
利益額 (2期平均)	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)		
	利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額		
審 査 対 象 事 業 年 度		審 査 対 象 事 業 年 度 の 前 審 査 対 象 事 業 年 度	
営業利益	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	営業利益	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)
減価償却実施額	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	減価償却実施額	<input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)
技 術 職 員 数	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> (人)		

〔例2〕 審査対象事業年度中に決算期を変更した場合

R 2. 1. 1	(12ヶ月)	R 2. 12. 31	3. 1. 1	(12ヶ月)	R 3. 12. 31	(3ヶ月)	R 4. 3. 31
	← 前審査対象事業年度			← 審査対象事業年度			
審査対象事業年度	令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日 (12ヶ月)						
前審査対象事業年度	令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日 (12ヶ月)						
基準決算	令和 4年 1月 1日～令和 4年 3月31日 (3ヶ月)			営業利益 5,000千円	減価償却実施額	1,200千円	
基準決算の前期	令和 3年 1月 1日～令和 3年12月31日 (12ヶ月)			営業利益 12,345千円	減価償却実施額	7,111千円	
基準決算の前々期	令和 2年 1月 1日～令和 2年12月31日 (12ヶ月)			営業利益 11,111千円	減価償却実施額	6,530千円	

利 益 額 (2 期 平 均) <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="3"/> (千円)	利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額
--	-------------------------------------

審 査 対 象 事 業 年 度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益	<input type="text" value="4"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="9"/> (千円)
減 価 償 却 実 施 額	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="3"/> (千円)

$5,000 \times 3 / 3 = 5,000$ $12,345 \times 9 / 12 = 9,259$	$12,345 \times 3 / 12 = 3,086$ $11,111 \times 9 / 12 = 8,333$
--	--

← 千円未満四捨五入 (以下同じ)

技 術 職 員 数 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="3"/> (人)	$1,200 \times 3 / 3 = 1,200$ $7,111 \times 9 / 12 = 5,333$
--	---

〔例3〕 前審査対象事業年度に決算日を変更した場合

R 2. 1. 1	(12ヶ月)	R 2. 12. 31	(3ヶ月)	(12ヶ月)	R 3. 4. 1	R 4. 3. 31	
	← 前審査対象事業年度			← 審査対象事業年度			
審査対象事業年度	令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日 (12ヶ月)						
前審査対象事業年度	令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日 (12ヶ月)						
基準決算	令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日 (12ヶ月)			営業利益 12,345千円	減価償却実施額	7,111千円	
基準決算の前期	令和 3年 1月 1日～令和 3年 3月31日 (3ヶ月)			営業利益 5,000千円	減価償却実施額	1,200千円	
基準決算の前々期	令和 2年 1月 1日～令和 2年12月31日 (12ヶ月)			営業利益 11,111千円	減価償却実施額	6,530千円	

利 益 額 (2 期 平 均) <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="3"/> (千円)	利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額
--	-------------------------------------

審 査 対 象 事 業 年 度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/> (千円)
減 価 償 却 実 施 額	<input type="text" value="7"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="1"/> (千円)

$5,000 \times 3 / 3 = 5,000$ $11,111 \times 9 / 12 = 8,333$	$12,345 \times 3 / 12 = 3,086$ $11,111 \times 9 / 12 = 8,333$
--	--

技 術 職 員 数 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="3"/> (人)	$1,200 \times 3 / 3 = 1,200$ $6,530 \times 9 / 12 = 4,898$
--	---

〔例4〕 個人事業から法人を設立 (法人成り) し、決算が未到来の場合

R 2. 1. 1	(12ヶ月)	R 2. 12. 31	R 3. 1. 1	(12ヶ月)	R 3. 12. 31	(3ヶ月)	R 4. 3. 31
	← 前審査対象事業年度			← 審査対象事業年度			
法人設立日	令和4年4月1日			↑ 法人成り			
審査対象事業年度	令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日 (12ヶ月)						
前審査対象事業年度	令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日 (12ヶ月)						
基準決算	令和 4年 1月 1日～令和 4年 3月31日 (3ヶ月)			営業利益 5,000千円	減価償却実施額	1,200千円	
基準決算の前期	令和 3年 1月 1日～令和 3年12月31日 (12ヶ月)			営業利益 12,345千円	減価償却実施額	7,111千円	
基準決算の前々期	令和 2年 1月 1日～令和 2年12月31日 (12ヶ月)			営業利益 11,111千円	減価償却実施額	6,530千円	

利 益 額 (2 期 平 均) <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="3"/> (千円)	利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額
--	-------------------------------------

審 査 対 象 事 業 年 度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益	<input type="text" value="4"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="9"/> (千円)
減 価 償 却 実 施 額	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="3"/> (千円)

$5,000 \times 3 / 3 = 5,000$ $12,345 \times 9 / 12 = 9,259$	$12,345 \times 3 / 12 = 3,086$ $11,111 \times 9 / 12 = 8,333$
--	--

技 術 職 員 数 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="3"/> (人)	$1,200 \times 3 / 3 = 1,200$ $7,111 \times 9 / 12 = 5,333$
--	---

〔例5〕 個人事業から法人を設立（法人成り）し、法人最初の決算が到来した場合

(12ヶ月)		(12ヶ月)		(3ヶ月)	(3ヶ月)
R 2.1.1	R 2.12.31	R 3.1.1	R 3.12.31	R 4.3.31	R 4.6.30
前審査対象事業年度			審査対象事業年度		
法人設立日	令和4年4月1日	決算日	令和4年6月30日		法人成り
審査対象事業年度	令和3年7月1日～令和4年6月30日(12ヶ月)				
前審査対象事業年度	令和2年7月1日～令和3年6月30日(12ヶ月)				
基準決算	令和4年4月1日～令和4年6月30日(3ヶ月)			営業利益 4,000千円	減価償却実施額 1,000千円
基準決算の前期	令和4年1月1日～令和4年3月31日(3ヶ月)			営業利益 5,000千円	減価償却実施額 1,200千円
基準決算の前々期	令和3年1月1日～令和3年12月31日(12ヶ月)			営業利益 12,345千円	減価償却実施額 7,111千円
基準決算の前々々期	令和2年1月1日～令和2年12月31日(12ヶ月)			営業利益 11,111千円	減価償却実施額 6,530千円

利益額 (2期平均)	18	3	5	19	7	3	8	(千円)	利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額
---------------	----	---	---	----	---	---	---	------	------------------------------------

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	5173 (千円)	営業利益	11729 (千円)
減価償却実施額	5756 (千円)	減価償却実施額	6820 (千円)

$4,000 \times 3 / 3 = 4,000$ $5,000 \times 3 / 3 = 5,000$ $12,345 \times 6 / 12 = 6,173$	$12,345 \times 6 / 12 = 6,173$ $11,111 \times 6 / 12 = 5,556$
--	--

技術職員数	19	3	5	3	(人)
-------	----	---	---	---	-----

$1,000 \times 3 / 3 = 1,000$ $1,200 \times 3 / 3 = 1,200$ $7,111 \times 6 / 12 = 3,556$	$7,111 \times 6 / 12 = 3,556$ $6,530 \times 6 / 12 = 3,265$
---	--

(3) 技術職員数(項番19)

ア 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者(以下「基幹技能者」という。)、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第29条第1号又は第2号に掲げる者、建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成31年国土交通省告示第460号)第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準(以下「認定能力評価基準」という。)により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者(以下「レベル4技能者」という。)又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者(以下「レベル3技能者」という。)であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。)とします。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの(65歳以下の者に限る。)については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。

イ 常時雇用又は常勤とは、事業所の所定勤務日を継続して勤務している者をいいます。

ウ 育児休暇、病気休暇等により一時的に勤務していない職員については、就業規則等により会社として制度を導入しており、審査基準日から遡って6ヶ月を超える連続する期間において、社会保険に加入している場合に限り、認めることとします。なお、その場合、健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書、又は住民税特別徴収額決定通知書(その他の休業)等、一時的に勤務していない事が確認できる書類の提示ができる場合に限るものとします。

エ 各制度において加入・適用義務がない者を除き、次の者は経審の技術職員数には含みません。
パート、アルバイト、労働者(常用労働者を含む。)など臨時的に雇用されている者、法人の監査役、会計参与、非常勤役員、社会保険・雇用保険未加入者、社会保険の被扶養者、他の職員と比較し、著しく低い賃金であるなど、常勤性に疑義のある者(月額10万円以下のものは常勤性に疑義があるとみなします)。

オ 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者がある場合は、継続雇用制度※の適用を受けていることの証明として「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」(様式第3号)(P30)に記入のうえ提示願います。

なお常時10人以上の労働者を使用する事業者においては、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則も併せて提示してください。

※現に雇用している高年齢者(65歳以下のものに限る。)が希望するとき、当該高年齢者とその定年(65歳以下のものに限る。)後も引き続いて雇用する制度です。なお、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定める場合には、労使協定が必要となります。

カ 別紙二「技術職員名簿」に記載した人数と一致します。

2. 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高〔20002帳票〕

(1) 各項番の記載方法

工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高の記載要領をよくお読み下さい。

(2) 専門的工種(プレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事)について

「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「鋼構造物工事」のいずれかを審査対象建設業としている場合は、当該業種の業種コード及び完成工事高・元請完成工事高（以下「完成工事高等」という。）を記載した欄のそれぞれ次の欄に、各々の業種の内訳として、「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」の業種コード及び完成工事高等を実績の有無にかかわらず必ず記載してください。なお、実績がない場合は完成工事高等の欄に「0」を記入してください。

申請業種	内訳工事
土木一式工事（コード「010」）	プレストレストコンクリート構造物工事（コード「011」）
とび・土工・コンクリート工事（コード「050」）	法面処理工事（コード「051」）
鋼構造物工事（コード「110」）	鋼橋上部工事（コード「111」）

※コード「011」、「051」及び「111」の完成工事高は、内訳工事のため完成工事高合計に算入しません。

(3) 完成工事高等における2年平均と3年平均の選択について

2年平均または3年平均を選択できます。ただし、審査対象建設業ごとに2年平均または3年平均を選択することはできません。全ての審査対象建設業において、同一の方法によります。

また、完成工事高と元請完成工事高で異なる計算基準を選択することはできません。

以下の要領で記入してください。

ア〔2年平均を選択した場合〕

(ア) 右側の欄に審査対象事業年度の完成工事高等をカラム内に記入します。

(イ) 左側の欄に前審査対象事業年度の完成工事高等をカラム内に記入します。

(ウ) 「計算基準の区分」の欄には2年平均を選択した場合には「1」を記入します。

イ〔3年平均を選択した場合〕

(ア) 右側の欄に審査対象事業年度の完成工事高等をカラム内に記入します。

(イ) 左側の完成工事高計算表に前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の完成工事高等をそれぞれ記入のうえ、その合計を2で割ったもの（端数切捨）をカラム内に記入します。

(ウ) 「計算基準の区分」の欄には3年平均を選択した場合には「2」を記入します。

(参考) 3年平均選択時の完成工事高等の算出方法

評点算出時の処理では、左側の欄のカラム内記入数値を2倍し、右側の欄のカラム内記入数値と合計した後、合計値を3で割り、千円未満（小数点以下）を四捨五入して、3年平均の値を算出します。

(4) 完成工事高等

ア 一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高等を二つ以上の種類に分割又は重複して計上することはできません。（ただし、分割においてはP35のケの申出の場合を除く。）

イ 完成工事高とは建設工事が完成し、その引渡し完了したものについての最終請負額、及び工事進行基準により収益計上する場合における、期中出来高相当額をいいます。また、JVにより施工した工事について、甲型JV（共同施工方式）の場合はJV全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額、乙型JV（分担施工方式）の場合は分担した工事額となります。

なお、完成工事の値引額、未成工事における前受金、自社物件の建設、甲型JVにおける出資比率を超える額などは完成工事高に計上できません。

ウ 建設工事の請負契約は報酬を得て土木建築に関する工事（29業種※）の完成を目的として締結する請負契約をいい、次に例示する業務等は建設工事の請負に該当しないことから、「完成工事高」及び「元請完成工事高」に計上することはできません。（これらはすべて「兼業売上」です。）

(6) 積み上げの導入について（平成29年10月決算期以降の業者から適用）

ア 積み上げとは

許可を受けている業種のうち、経営事項審査を受けない業種の完成工事高（以下「積み上げ元」といいます。）を、その建設工事の内容に応じて、経営事項審査を受ける業種の完成工事高（以下「積み上げ先」といいます。）に含めて申請することをいいます。

積み上げに関する詳細については、P137～P150「経営事項審査にかかる完成工事高の業種間積み上げの導入について（詳細版）」をご覧ください。

【主な留意点】

- i) 「積み上げ元」となる業種は、経営事項審査の申請をすることができません。
その結果、「積み上げ元」の業種は、結果通知書の通知年月日以降、経営事項審査が義務付けられている公共工事の入札に参加することができなくなりますのでご注意ください。
- ii) 「積み上げ元」となる業種の完成工事高の一部のみを、一式工事又は専門工事に積み上げ、残りの一部を「積み上げ元」となる業種として経営事項審査の申請をすることはできません。
積み上げを行う場合、「積み上げ元」となる業種すべての完成工事高を一式工事又は専門工事に積み上げてください。
- iii) 「積み上げ元」、「積み上げ先」の両方の建設業許可が必要です。許可を受けていない業種の完成工事高（その他工事）を積み上げ元にするにはできません。
- iv) 積み上げを行う場合、**2年又は3年すべての事業年度**で積み上げを行うこととなります。特定の事業年度のみ積み上げを行うことはできません。
- v) 積み上げを行うか否かは申請者の任意であり、また申請年度ごとに見直しが可能です。

イ 積み上げの対象業種

積み上げ可能な業種は下記のとおりです。下記以外の業種の積み上げは認められません。

- ① 専門工事から土木一式工事へ積み上げ（専門工事は複数併せて土木一式工事に積み上げることが出来ます）

専門業種		一式工事
とび土、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体 【注意】これらの業種の中でも、土木一式に積み上げ可能となるのは、土木工作物の施工を含む建設工事の割合の多い完成工事高に限ります。	→	土木一式

- ② 専門工事から建築一式工事へ積み上げ（専門工事は複数併せて建築一式工事に積み上げることが出来ます）

専門業種		一式工事
大工、左官、とび土、タイル・れんが・ブロック、屋根、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体 【注意】これらの業種の中でも、建築一式に積み上げ可能となるのは、建築物の施工を含む建設工事の割合の多い完成工事高に限ります。	→	建築一式

※専門工事全ての完工高を土木系又は建築系のいずれか完工高の多い方の一式工事に積み上げる際は、たとえ割合の多い方を審査対象業種として申請していなくても、割合の少ない方に積み上げることは認められません。また、割合の多い方が許可を有していない場合でも同様に、割合の少ない方に積み上げることは認められません。

- ③ 専門工事から専門工事へ積み上げ

専門業種		専門業種
電気	⇔	電気通信
管	⇔	水道施設
とび土	⇔	石
とび土	⇔	造園

例：電気工事から電気通信工事、電気通信工事から電気工事へ相互に積み上げを行うことができます。

ウ 積み上げの申請方法

積み上げを行う場合、工事種別完成工事高表（別紙一）に積み上げ後の完成工事高を記入したうえ、その完成工事高の移行がわかるように「工事種別完成工事高付表（別記様式第1-2号）」（P40参照）を添付してください。記載方法については、下記を参照してください。

（例）とび土を土木一式に積み上げる場合

審査対象事業年度の完成工事高の状況（全額元請の例）（千円）

積み上げ元となる「とび土」は、申請することができません。	積み上げ後		積み上げ前		とび土（30,000）を積み上げ。
	受審業種	経審における完成工事高	許可業種	完成工事高	
	土木一式	130,000 ←	土木一式	100,000	
	申請不可 ←		とび土	30,000	
	計	130,000	計	130,000	

完成工事高、元請完成工事高を区別して記載してください。

工事種別完成工事高付表

審査基準日：令和3年10月31日

審査対象業種：土木一式工事（とび土から土木一式工事への積み上げ）

	完成工事高（千円）		元請完成工事高（千円）		完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）
	前審査対象事業年度	前々審査対象事業年度	前審査対象事業年度	前々審査対象事業年度		
合計	50,000	—	32,000	—	130,000	130,000
土木一式	40,000	—	30,000	—	100,000	100,000
とび土	10,000	—	2,000	—	30,000	30,000

合計は、工事種別完成工事高表〔20002 帳票〕に記載した積み上げ後の土木一式工事の完成工事高と一致します。

2年（3年）平均選択の場合、前（前々）審査対象事業年度も積み上げを適用し、続けて記載します。

2年平均を選択した場合、前々審査対象事業年度の記載は不要です。

別紙一

工事種別完成工事高 工事種別元請完成工事高

（用紙A4）
2 0 0 0 2
申請者 三重県組（株）

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 項番 3 1 自 0 1 年 1 1 月 至 0 2 年 1 0 月 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 年 月～年 月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月～年 月	審査対象事業年度 計算基準の区分 自 0 2 年 1 1 月 至 0 3 年 1 0 月 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)
業種コード 3 2 0 1 0 完成工事高（千円） 5 0 0 0 0 元請完成工事高（千円） 3 2 0 0 0	完成工事高（千円） 1 3 0 0 0 元請完成工事高（千円） 1 3 0 0 0
工事の種類 土木一式 工事 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度

エ 積み上げに際しての注意事項

- i) 専門工事から一式工事への積み上げについて、とび土や鋼構造物等の業種で土木工作物の施工（土木系）と建築物の施工（建築系）の完成工事高が混在しており、土木一式又は建築一式の双方に積み上げができる場合であっても、その業種すべての完成工事高を土木系又は建築系のいずれか完成工事高の割合の多い方の一式工事に積み上げてください。工事内容により土木系と建築系にそれぞれ分割することができても、当該事業年度において土木一式と建築一式にそれぞれ分割して積み上げることはできません。

積み上げを行う場合の記入例

別記
様式第1-2号

【積み上げ用】

(様式A4)

積み上げ先となる
一式工事を必ず記
載してください。

工事種類別完成工事高付表

審査基準日：令和3年10月31日

審査対象業種：土木一式工事（とび土から土木一式への積み上げ）

	完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度		
合計	50,000	—	32,000	—	130,000	130,000
土木一式	40,000	—	30,000	—	100,000	100,000
とび土	10,000	—	2,000	—	30,000	30,000

積み上げ先となる一式工
事を記載したうえで、続けて積
み上げ元となる専門業種を
記載していきます。

積み上げ後の合計額を工事種類別完成工事高
表〔20002 帳票〕の一式工事の完成工事高及び
元請完成工事高に転記してください。

審査対象業種：建築一式工事（大工、内装仕上から建築一式への積み上げ）

	完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度		
合計	300,000	—	170,000	—	280,000	240,000
建築一式	250,000	—	150,000	—	200,000	200,000
大工	18,000	—	0	—	50,000	20,000
内装仕上	32,000	—	20,000	—	30,000	20,000

変更届出書（事業年度終了届出書）に添付した工事
経歴書（様式第二号）の額と一致します。
経営事項審査において、積み上げを行う場合であつ
ても、工事経歴書の記載方法に変更はありません。

2年平均を選択した場合、
前々審査対象事業年度の
記載は不要です。

専門工事から専門工事へ積み上げを行う場合、積
み上げ元、積み上げ先の業種を記載してください。

審査対象業種：電気工事（電気通信から電気への積み上げ）

	完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度		
合計	450,000	600,000	150,000	320,000	650,000	300,000
電気	300,000	500,000	100,000	300,000	400,000	200,000
電気通信	150,000	100,000	50,000	20,000	250,000	100,000

積み上げを行う場合、2年又は3年すべての事業
年度で積み上げを行うこととなります。特定の事
業年度のみ積み上げを行うことはできません。

別記
様式第1-2号

【積み上げ用】

(様式A4)

工事種類別完成工事高付表

審査基準日： 年 月 日

審査対象業種：〇〇一式工事（〇〇から〇〇への積み上げ）

	完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度
合計						

審査対象業種：〇〇工事（〇〇から〇〇への積み上げ）

	完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度
合計						

※法人成り、決算期変更を伴う積み上げについては、付表の余白欄に、期間按分にかかる計算式を業種ごとに記載したうえで、表中において積み上げることとしてください。

3. 技術職員名簿〔20005帳票〕

(1) 各項番の記入要領

技術職員名簿の記載要領（P100）をよくお読み下さい。

(2) 技術者の区分

ア 技術職員の数については、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分かれます。

1級技術者		監理技術者補佐	基幹技能者 建設技能者 (レベル4)	2級技術者 建設技能者 (レベル3)	その他
【1級監理受講者】 申請業種に係る監理技術者資格者 証の交付有 かつ監理技術者講習を受講した日 の属する年の翌年から起算して5 年を経過しないもの	1級技術 者で左記 以外の者	主任技術者+1 級技士補 又は 監理技術者要件 を満たす者			
6点	5点	4点	3点	2点	1点

イ 一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2業種までです。

なお、申請可能な業種は、今回受審する業種に限られます。

重複評価を2業種に制限するのは、経営事項審査に係る評価のみであり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない主任技術者、監理技術者及び営業所技術者等について2業種に制限をするものではありません。

ウ 現行の2級技術者及びその他技術者(大臣認定)が監理技術者講習修了証を所持していても、1級監理受講者の加点対象となりません。

エ 審査基準日以前5年以内に交付された監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講修了証(講習を受講した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていること)の写しにより確認します。

審査基準日翌日以降に交付された監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講修了証では要件を確認できないため、1級監理受講者の加点対象となりません。

資格者証の更新や資格を追加した場合等は**従前**の資格者証等の写しを保管するようにしてください。

<監理技術者講習の有効期間の考え方>

■監理技術者講習を受講した年の翌年の開始日(1月1日)から5年間有効

監理技術者講習を受講した日の翌年の開始日から5年間まで加点可能



なお、監理技術者資格者証の有効期限は資格者証に記載されている通りです。上記で示した有効期限の考え方とは異なりますのでご注意ください。

オ 技術職員名簿に記載された資格を証する書類は、過不足なく持参してください。(特に、実務経験証明書の未持参が目立ちますので、申請前によく確認してください。なお、当初作成した実務経験証明書を紛失等により無くした場合は、再度作成のうえ、持参してください。)

カ 建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成31年国土交通省告示第460号)の規定により認定を受けた能力評価基準において、「レベル4」と判定された技能者には3点の評価が、「レベル3」と判定された技能者には2点の評価が付与されます。

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業の業種は、P135~136をご覧ください。

※レベル判定は、能力評価(レベル判定)結果通知書により確認します。発行方法については、

能力評価実施団体によって手続きが異なる場合がありますので、申請先団体のホームページを確認または問合せにより確認してください。また、能力評価結果通知書に記載の評価年月日は、審査基準日より前の日付である必要があります。

キ 監理技術者補佐の要件を満たす「主任技術者＋1級技士補」の有資格者には、4点の評価が付与されます。（監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。）また、監理技術者要件を満たす者は、監理技術者資格者証等により確認します。

ク 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に基づく国土交通大臣の登録を受けた基幹技能者講習（＝「登録基幹技能者講習」）を審査基準日以前に修了している者は、「登録基幹技能者講習修了者」として「技術職員名簿」に記載することができます。

登録基幹技能者講習実施機関によっては、選択可能な業種が複数の機関があります。登録基幹技能者講習修了証が提示された場合、表面に記載された「実務経験を有する建設業の種類」に記載のある業種に関してのみ選択可能です。

ただし、「登録基幹技能者講習修了者」（3点）よりも点数の高い資格（例えば「1級土木施工管理技士」（5点）など）を有する場合には、点数の高い方の資格コードを記入してください。

(3) 技術職員名簿

ア この名簿は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した基幹技能者、建設業法施行令第29条第1号又は第2号に掲げる者、認定能力評価基準によるレベル4技能者又はレベル3技能者について作成してください。但し、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者であることが必要となっています。

なお、審査対象業種に対して加点対象とならない技術者を記載する必要はありません。

イ 「新規掲載者」の欄は、**審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入してください。**

なお、確認は前回の経営事項審査申請書（本人控）の別紙二技術職員名簿に記載されていないかどうかでおこないますが、前回受審していない場合や、決算期を変更した場合などで、審査基準日の1年前の技術職員名簿が無い場合や、前回の技術職員名簿に未記載の理由が、6ヶ月雇用の不足及び資格の未取得以外の場合（今回審査対象業種を追加した場合など）は、審査基準日以前1年以内に技術職員の要件を満たしたことを証する書類をご持参ください。

(例)・新規に採用された(6ヶ月雇用を充足した)場合

・・・雇用保険事業所別被保険者台帳、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、登記事項証明書（新任役員の場合）など

・新規に資格を取得した場合・・・合格証など

・非常勤から常勤になった場合・・・常勤になった前後の源泉徴収簿及び賃金台帳など

ただし、新規掲載者が満35歳以上の技術職員については、不要です。

ウ 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入してください。また、**35歳未満の場合は数字を○で囲んでください。**

エ 技術職員有資格区分コード表（P117～P119 参照）の区分に従い、「経営規模等評価等対象建設業」（項番16）で選択した建設業の業種コード及びその業種に適合する当該技術職員が有する資格コードを最大2業種まで記入してください。

【注意事項】

・業種コード及び有資格区分コードを間違えると加点されませんのでご注意ください。

また、申請書類提出後の選択業種の変更は認められませんので、記入に際しては、十分にご確認ください。

・業種の選択にあたっては、1つの資格から2業種を選択することも、2つの資格で2業種を選択することも可能ですが、2つとも同一の業種を選択することはできません。

なお、選択する業種については、審査対象業種（項番16）のすべてを網羅する必要はありません。（技術職員がゼロとなる業種があっても可。）

- ・保有している資格で加点対象となる業種であれば、実際に当該業種の工事に従事していなくても、選択することは可能です。また、選択した業種に業務が限定されることはありません。
- ・審査対象業種に対して加点対象とならない資格を記載する必要はありません。

オ 1つの資格で2業種の申請をする場合、有資格区分コードはそれぞれ同じコードを記載します。

カ 講習受講の欄は1級監理受講者であれば「1」を、それ以外は「2」を記入します。

【注意事項】

- ・1級監理受講者に該当するにも関わらず、「2」を記載されているケースが見受けられますので、申請前には再度ご確認ください。
- キ 2種類の資格で1つの業種を記入した場合は、上位資格一方のみが加点対象となり、合算はされません。そのため、ひとつの業種に対して加点対象となる複数の資格を有する場合には、点数の最も高い資格コードのみ記入してください。
- ク 「CPD取得単位数」の欄は、審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（P102記載の算出式により算出された数値＝「CPD取得単位数計算シート」で計算された各人のCPD単位）を記入します。
- ケ 名簿の人数は項番19「技術職員数」の人数と一致します。
- コ 完成工事高及び元請完成工事高において、積み上げを採用した場合には、積み上げを行った業種を選択することはできません（例えば、完成工事高及び元請完成工事高で「とび・土工・コンクリート工事」を積み上げにより「土木一式工事」に振り替えている場合、技術職員名簿の業種コードで「とび・土工・コンクリート工事」は選択不可。）
- サ 実務経験を要する技術職員について、業種コードを2つ記入するためには、それぞれの業種ごとに必要年数以上の実務経験年数（積み上げ年数）があることが要件となります。例えば、「002」（10年の実務経験者）の場合、記入した業種ごとに10年以上の実務経験が必要となります。ただし、期間は重複することができませんので、最低20年以上必要です。
また、実務経験年数の取り扱いについては、完成工事高及び元請完成工事高における積み上げ・分割分類とは関係ありませんので、業種間で経験年数を振り替えることはできません。（例えば「とび・土工・コンクリート工事」の10年の実務経験を、「土木一式工事」の10年の実務経験として振り替えること）。

(4) 各種事例に対する技術職員名簿〔20005帳票〕記入方法

事例 審査基準日：令和4年3月31日 氏名：三重県 太郎 生年月日：昭和46年1月1日
 保有資格：一級土木施工管理技士(113)、一級建築士(137)、一級管工事施工管理技士(129)、
 二級造園施工管理技士(234)、電気通信工事(実務経験)(002)
 監理技術者資格者証：平成30年3月1日交付 番号01011234567
 有する資格(一土施、一管施)、監理技術者講習：平成30年5月1日修了

〔例1〕土木、舗装の2業種を選択する場合(1つの資格で2つの評価対象業種を選択)

氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード			有資格区分コード			講習受講			監理技術者資格者証交付番号	CPD単取得数		
			3	5	10	1	3	1	3	1	3			1	
三重県 太郎	昭和46年1月1日	51	8	2	0	1	1	1	3	1	1	3	1	01011234567	

〔例2〕土木、管の2業種を選択する場合(複数の資格からそれぞれ対象業種を選択)

氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード			有資格区分コード			講習受講			監理技術者資格者証交付番号	CPD単取得数		
			3	5	10	1	3	1	0	9	1			2	9
三重県 太郎	昭和46年1月1日	51	8	2	0	1	1	1	3	1	0	9	1	01011234567	

〔例3〕 管、造園の2業種を選択する場合（1級と2級で選択）

氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード			有資格者			講習受講			監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数					
			3	5	10	1	2	3	1	2	3							
三重県 太郎	昭和46年1月1日	51	8	2	0	9	1	2	9	1	2	3	2	3	4	2	01011234567	

〔例4〕 土木、電気通信の2業種を選択する場合（1級と実務経験で選択）

氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード			有資格者			講習受講			監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数				
			3	5	10	1	2	3	1	2	3						
三重県 太郎	昭和46年1月1日	51	8	2	0	1	1	3	1	2	2	0	0	2	2	01011234567	

〔例5〕 土木、建築の2業種を選択する場合（1級監理受講者と1級で選択）

氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード			有資格者			講習受講			監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数				
			3	5	10	1	2	3	1	2	3						
三重県 太郎	昭和46年1月1日	51	8	2	0	1	1	3	1	0	2	1	3	7	1	01011234567	

4. その他の審査項目（社会性等）〔20004帳票〕

(1) 各項番の記載方法

その他の審査項目（社会性等）の記載要領（P102～P105）をよくお読みください。

(2) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況について

ア 建設業退職金共済制度への加入の有無は、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」（（独）勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業三重県支部の発行するもの）により確認します。（証明日は、審査基準日以降の日付としてください。）

加入している場合でも、一定の基準に達していない等で加入・履行証明書が発行されない場合は加入していないものとして取扱います。

なお、共済契約を締結している場合でも正当な理由がなく共済証紙の購入実績がない場合等、契約の履行状況が劣っていると認められる場合は、加入していないものとして取扱います。

※同一の従業員が中小企業退職金共済（中退共）・清酒製造業退職金共済（清退共）・林業退職金共済（林退共）の各制度と重複加入することはできません。但し、中退共・清退共・林退共制度に加入している方が、建退共制度に加入することとなったときは、これまでの制度で納められた掛金を引き継ぎ、建退共制度に移動することができます。

<参考HP：（独）勤労者退職金共済機構> <http://www.taisyokukin.go.jp/>

イ 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無については、次のうちいずれかに該当する場合のみ導入を有とします。

(ア) 就業規則若しくは労働協約で退職手当の定めがある。

退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する定めがあること、常時10人以上の労働者を使用する場合には労働基準監督署に届出がなされていることが必要。

なお、退職手当の定めがある場合でも著しく小額であり、名目的制度に過ぎないか、あるいは全く支払が行われていない場合は導入しているとは判断しません。

また、財源が明らかでないものは不可とします。

(イ) （独）勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済に加入している。

（独）勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の発行する加入証明書、共済契約書等により確認します。

(ウ) 特定退職金共済に加入している。

所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体（商工会議所など）の発行する加入証明書、共済契約書により確認します。

(エ) 厚生年金基金を設立している。あるいは、厚生年金基金に加入している。

厚生年金基金の発行する加入証書あるいは領収証書（審査基準日を含む月の掛金を納付したもので）を確認します。

(オ) 確定給付企業年金（基金型・規約型）が導入されている。（確定給付企業年金法第2条第1項）

基金型にあつては企業年金基金の発行する加入証明書、規約型にあつては資金管理運用機関の発行する加入証明書により確認します。

※確定給付企業年金とは、事業主が従業員と年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企业年金及び規約型企业年金をいいます。

(カ) 確定拠出年金（企業型）が導入されている。（確定拠出年金法第2条第2項）

確定拠出年金運用機関の発行する加入証明書により確認します。

※確定拠出年金（企業型）とは、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいいます。

(キ) 法人税法に規定する適格退職年金契約を締結している。

適格退職年金契約書の原本又は写しにより確認します。

※適格退職年金制度は、税法上の適格要件を備えた社外積立の年金制度で、税制上の優遇措置が認められているものです。事業主は生命保険会社、信託銀行と適格退職年金契約を締結し、

生命保険会社や信託銀行が払い込まれた保険料、掛金を管理・運用し、退職した職員に年金を給付します。

注)・項番4 1及び項番4 2の制度は、それぞれが独立した制度として適用することを前提に、導入されているか否かの判断をします。例えば、建設業退職金共済制度による退職手当について就業規則に定めたとしても項番4 2において「1」とすることはできません。

ウ 法定外労働災害補償制度は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者(全日本火災共済協同組合連合会等)、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社や公益法人の建設業団体との間で交わされる、労働災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって、次の(ア)～(ウ)のすべての要件に該当するものの契約を締結している場合に加入を有とします。

(ア) 業務災害と通勤災害(出勤及び退勤中の災害)のいずれも対象とすること。

(イ) 当該給付が申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員をも対象とするものであること。

(ウ) 当該給付が、死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付、並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。ただし、次の事項についてご注意ください。

a 工事現場単位で加入する制度や記名式の制度は、法定外労働災害補償制度とはなりません。

b 保険会社の保険については、

(a) 政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済であること(適用除外の場合は認められません)。

(b) 被保険者数が上記(イ)の要件を満たすものであること。

以上が確認された場合のみ加点対象となります。

なお、この場合(a)の要件を確認するため、政府の労働災害補償保険の概算・確定保険料申告書及び領収証書(審査基準日を含む年度の分)の持参が必要です。

注)・提示する保険証券、加入証明書は、審査基準日が保険契約期間に含まれるものに限り、

エ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況について

(ア) 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員(満35歳未満)の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.15以上である場合に加点して審査します。

(イ) 新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員(満35歳未満)のうち審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.01以上である場合に加点して審査します。

オ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況について

(ア) 「CPD取得単位数」については、「技術者数」の欄に記載した者が、審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数がある場合に加点して審査します。(CPD取得単位数の算出式については、P102参照)

「技術者数」の欄には、規則第7条の3第3号(建設業許可の営業所技術者等の要件に該当する登録基幹技能者講習を修了した者)若しくは規則第18条の3第2項第1号に規定する者(建設業許可の営業所技術者等の要件に該当する者)又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者(建設業許可の営業所技術者等の要件に該当する者を除く)を記入します。

CPD取得単位数に計上する者のうち別紙二技術職員名簿に記載のない者は、様式第4号を提出すること。(技術者については、審査基準日以前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者である事が必要です。)

CPD取得単位数を計上する場合は、様式「CPD取得単位数計算シート」(P76～P77参照)を作成し、併せて提出してください。

(イ)「技能レベル向上者数」については、審査基準日以前3年のうちに審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者がいる場合に、加点して審査します。

「技能者数」の欄には、審査基準日において在籍する職員で、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者であって、施工体制台帳及び再下請負通知書に係る作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者の数を記入します。(建設工事の施工の管理のみに従事した者は記入しない。)

「控除対象者」の欄には、審査基準日3年前の日以前に国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度に受けた評価が最上位の区分(レベル4)に該当する者を記入します。

(技能者については、審査基準日以前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者である事が必要です。)

カ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「えるぼし認定(第1段階)」、「えるぼし認定(第2段階)」、「えるぼし認定(第3段階)」若しくは「プラチナえるぼし認定」、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「くるみん認定」、「トライくるみん認定」若しくは「プラチナくるみん認定」又は青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく「ユースエール認定」を取得しており、かつ、審査基準日時点において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に、加点して審査するものとします。

以下の取得している認定のうち、**最も配点の高いもの**を評価します。(最大5点)

(複数の認定を取得している場合であっても、合算して評価されるものではありません。)

評価の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5点
	えるぼし認定(第3段階)	4点
	えるぼし認定(第2段階)	3点
	えるぼし認定(第1段階)	2点
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5点
	くるみん	3点
	トライくるみん	3点
若年雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4点

認定を受けている場合には、それぞれの認定通知書(基準適合一般事業主認定通知書等の都道府県労働局長から交付された書類)の写しを提出してください。

キ「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った①に掲げる審査対象工事において、②に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施しており、かつ、別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に、加点して審査します。

① 審査対象工事とは、建設業法施行令第一条の二第一項に定める軽微な建設工事、防災協定(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。))又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定をいう。)に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策(以下「軽微な工事等」という。)以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事(同法第2条第2項に規定する公共工事をいう。)をいいます。

② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。)における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリア

アップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいいます。

ただし、審査基準日以前1年のうちに、①に掲げる審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象としないものとします。

ク「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の有無

技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無については、審査基準日において、国土交通省が実施する技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言を**元請事業者**又は**下請事業者**の立場で行っており、別記様式第7号に掲げる技能者を大切にせる企業の自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約書を提出している場合に、加点して審査します。

なお、**上記誓約書を提出しているにもかかわらず、技能者を大切にせる企業の自主宣言制度における取組開始日の到来後、宣言した取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあります。**

(3) 建設業の営業継続の状況について

ア 営業年数は、審査基準日における建設業法による許可又は登録を受けて営業していた年数とします。なお、その年数に年未満の端数があるときには、これを切り捨てます。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた時より起算することとします。

イ 営業休止又は許可切れの沿革を有するものは、カラム右の表に明記し、当該期間を営業年数から控除して記載してください。法人成りの場合、個人事業の廃業日から法人の許可日までには当該期間を営業年数から控除して記載してください。

ウ 営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は変更前又は譲受前の登録・許可を受けた時を営業年数の起算点とするものとします。これらの沿革についても、カラム右の表に明記してください。

エ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けていない場合に、減点して審査するものとします。

「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」については、再生手続又は更正手続開始決定日から再生手続又は更正手続終結決定日までの期間に、審査基準日が含まれるか否かで判断してください。本項に該当する企業は、再生（更正）期間中は「W2」で一律60点が減点され、再生（更正）期間終了後は、「営業年数」はゼロ年から年数計算することとなります。

(4) 防災活動への貢献の状況について

ア 加点対象となる防災協定は次の要件をすべて満たすものです。

(ア) 国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第2条第1項）に規定する特殊法人等）又は地方公共団体と締結している防災協定であること。

(イ) 災害時の建設業者の活動義務について定めた防災協定であること。ただし、具体的な活動内容についての制限はなく、建設工事に該当しない活動でも構いません。

(ウ) 防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約でないこと。

(エ) 審査基準日時点で有効な協定であること。

イ 確認書類は次のとおりです。

(ア) 国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第2条第1項）に規定する特殊法人等）又は地方公共団体と締結している防災協定の写し

(イ) (ア)の協定を社団法人等の団体が締結している場合は、団体の長が発行した、申請者が一定の役割を負っていることを証する証明書。

(5) 法令遵守の状況について

ア 法令遵守の状況は、当期事業年度開始の直前1年（審査対象年度）に建設業法第28条の規

定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、減点となります。

※発注機関から指名停止措置を受けたことでは、減点対象とはなりません。

- イ 審査対象年に指示処分又は営業停止処分をされた日が含まれる場合に、対象となります。
なお、営業停止の期間が事業年度を跨ぐ場合には、処分日が属する事業年度において減点とします。
〔例〕毎年3月31日が事業年度終了日である企業において、令和5年3月19日に令和5年4月1日から令和5年4月15日の15日間の営業停止処分がされた場合
令和5年3月31日を審査基準日とする申請では対象となりますが、令和6年3月31日を審査基準日とする申請では対象となりません。
- ウ 建設業法第41条の規定による指導・勧告や国、県、市町等による入札参加資格の指名停止措置は、本項の対象となりませんのでご注意ください。

(6) 建設業の経理の状況について

- ア 項番58「監査の受審状況」については、次に掲げるいずれかの場合に加点します
 - (ア) 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合（審査基準日における直近の会計監査人が記載された登記簿謄本が必要です。）不適正意見が付されている場合には、該当しません。
 - (イ) 会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合（審査基準日における直近の会計参与が記載された登記簿謄本が必要です。）
 - (ウ) 建設業に従事する職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除く。）のうち、自社に属する経理実務の責任者であって、項番59「公認会計士等の数」に掲げられた者が審査対象事業年度における決算に対して、別添「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」を用いて経理処理の適正を確認した旨を別記様式2号（P59～P63参照）の書類に自らの署名を付して提出している場合
※監査役や社外の公認会計士、税理士（顧問会計士、顧問税理士を含む）等については、自社に所属する経理実務責任者に該当しませんので、「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成することはできません。
- イ 項番59「公認会計士等の数」には、公認会計士、税理士及び登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士を記入しますが、次の者は含みません。
※パート、アルバイトなど臨時的に雇用されている者、法人の監査役、会計参与、非常勤役員、社会保険未加入者、社会保険の被扶養者、他の職員と比較し、著しく低い賃金であるなど、常勤性に疑義のある者。
公認会計士、税理士及び登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士とは、次のいずれかに該当する者です。
 - (ア) 公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者（公認会計士として登録されていることが前提）
 - (イ) 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者（税理士として登録されていることが前提）
 - (ウ) 国土交通大臣の登録を受けた登録経理試験の1級に合格した者で、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日（**4月1日**。以下同じ）から起算して5年を経過しない者、また1級登録経理講習を受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者
 - (エ) 登録経理試験の1級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しない者
なお、審査基準日に在籍していればよく、6ヶ月超の在籍期間は必要としません。

- ウ 項番60「2級登録経理試験合格者等の数」には、以下に該当する者の数を記入します。
- (ア) 2級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しない者
 - (イ) 2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者
 - (ウ) 登録経理試験の2級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しない者
- 詳しくは、一般財団法人建設業振興基金ホームページ (<https://kssc-keiri.com/>) をご覧ください (お問い合わせ先も同ホームページ内にあります)。
- なお、審査基準日に在籍していればよく、6ヶ月超の在籍期間は必要としません。
- 登録経理試験1級・2級の合格者が経営事項審査における登録経理試験の加点期限及び加点期限後も経営事項審査で加点評価を受けるために必要な講習受講時期の目安については、建設業振興基金のHPにも掲載されておりますので、参考にしてください。必要な講習受講をしていない場合、加点対象になりませんのでご注意ください。
- https://kssc-keiri.com/seminar_criterion.html

(7) 研究開発の状況について

- ア 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限り、計上できます。なお、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入してください。
- イ 事業年度の変更等により審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24ヶ月に満たない場合等は年間平均完成工事高の要領で算定します。

(8) 建設機械の保有状況について

- ア 建設機械とは、建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)、ブルドーザー(自重が3トン以上のもの)、トラクターショベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)及びモーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの(以下「ダンプ車」という。)及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものとします。
 - イ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、不整地運搬車、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車、アスファルト・フィニッシャについては道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとします。
- 注) ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については特定自主検査記録表の検査年月日が審査基準日以前1年以内であること、不整地運搬車については特定自主検査記録表の検査年月日が審査基準日以前2年以内であること、ダンプ車、アスファルト・フィニッシャについては、自動車検査

証記録事項（審査基準日において有効であるもの。審査基準日後に発行されたものは不可）、移動式クレーンについては、移動式クレーン検査証の有効期間に審査基準日が含まれていることが確認できないと、加点対象とはなりません。

なお、自動車検査証記録事項は検査等のたびに更新されることから、更新等の際は写しを保管しておくなどのご対応をお願いいたします。

名称	範囲	定期検査
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	特定自主検査
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	
不整地運搬車		
高所作業車	作業床の高さが2m以上のもの	
締固め用機械	ロードローラー（ハンドガイドローラー含む）、タイヤローラー、振動ローラー ※ハンドガイドローラーは自走可能のため加点対象となりますが、コンパクタやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定自主検査の対象ではないため加点対象とはなりません。	自動車検査 （車検）
解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機 ※ベースマシンがショベル系掘削機として加点台数に含まれている場合には解体用機械として計上できません（アタッチメントの切替で重複計上はできません。）。	
土砂を運搬する貨物自動車（ダンプ車）	自動車検査証の車体の形状欄に、ダンプ、ダンプセミトレーラ、ダンプフルトレーラと記載があるもの（備考欄に土砂の運搬に制限がある場合は対象外）	
アスファルト・フィニッシャ	自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車	製造時検査、 性能検査
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの	

(9) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証又は公益財団法人日本適合性認定協会若しくは同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号（ISO9001）若しくは第14001号（ISO14001）の規格による登録を受けている場合に、加点して審査するものとします。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には、加点対象としないものとします。

建設機械の保有状況一覧表

ページ

No.	対象機械名称	種別または規格	メーカー	型式／製造番号	保有の状況 (自社所有・リースの別)	契約期間 (リース契約の場合のみ)	検査実施年月日 又は検査有効期限
1					自社所有・リース	年月日～年月日	
2					自社所有・リース	年月日～年月日	
3					自社所有・リース	年月日～年月日	
4					自社所有・リース	年月日～年月日	
5					自社所有・リース	年月日～年月日	
6					自社所有・リース	年月日～年月日	
7					自社所有・リース	年月日～年月日	
8					自社所有・リース	年月日～年月日	
9					自社所有・リース	年月日～年月日	
10					自社所有・リース	年月日～年月日	
11					自社所有・リース	年月日～年月日	
12					自社所有・リース	年月日～年月日	
13					自社所有・リース	年月日～年月日	
14					自社所有・リース	年月日～年月日	
15					自社所有・リース	年月日～年月日	

上記のとおり、審査基準日において、経営事項審査で評価対象とされている建設機械を保有しています。

年 月 日

申請者

記載要領

- 1 この様式には、評価対象となる建設機械のみを記載すること。
- 2 項番「62」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。但し、15台を超える場合については、うち15台分のみ確認します。
また複数ページにわたる場合、ページ数も記入すること。
- 3 売買契約書（もしくはリース契約書）や特定自主検査記録表などの確認書類の**右上余白に上記記載に対応するNo. を記載**し、新規掲載分はその写しを添付すること。（継続分は確認（提示）書類）
- 4 前回認められた機械について、自己所有及びリース契約で内容に変更のない場合は、「No.」に○を付け、契約書類は省略すること。
- 5 「対象機械名称」欄は、①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル、④モーターグレーダー、⑤ダンプ車、⑥アスファルト・フィニッシャ、⑦移動式クレーン、⑧不整地運搬車、⑨高所作業車、⑩締固め用機械及び⑪解体用機械の別を記載すること。
- 6 「種別または規格」欄について
 - ①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨を記載。（例：バックホウ）
 - ②「ブルドーザー」にあつては、自重を記載。（例：3.5トン）
 - ③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量を記載。（例：0.5立方メートル）
 - ④「モーターグレーダー」にあつては、自重を記載。（例：20トン）
 - ⑤「ダンプ車」（自動車検査証の車体の形状の欄にダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラのいずれの記載があるもの）にあつては、自動車検査証記録事項の用途欄に記載されている内容を記載。（例：貨物）
 - ⑥「アスファルト・フィニッシャ」（自動車検査証の車体の形状の欄にアスファルト・フィニッシャと記載されている大型特殊自動車）にあつては、自動車検査証記録事項の自動車の種別に記載されている内容を記載。（例：大型特殊）
 - ⑦「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重を記載。（例：10トン）
 - ⑧「不整地運搬車」にあつては、記載不要。
 - ⑨「高所作業車」にあつては、作業床の高さを記載。（例：2メートル）
 - ⑩「締固め用機械」にあつては、ロードローラー（ハンドガイドローラー含む）、タイヤローラー、振動ローラーの機械の種別を記載。
 - ⑪「解体用機械」にあつては、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機の機械の種別を記載。
- 7 「型式／製造番号」欄には、「ダンプ車」及び「アスファルト・フィニッシャ」は自動車検査証記録事項に記載されている車台番号、「移動式クレーン」は移動式クレーンに検査証に記載されている型式及び刻印番号、それ以外の建設機械は特定自主検査記録表に記載されている型式及び製造番号を記載すること。
- 8 「保有の状況」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲む。
- 9 「検査実施年月日又は検査有効期限」欄は、上記5の①～④及び⑧～⑪については、特定自主検査記録表の検査年月日を、⑤、⑥については自動車検査証記録事項の有効期間満了日を、⑦については移動式クレーン検査証の有効期間末日を記入すること。新車の場合は「Ⓜ」を記載すること。
- 10 「申請者」欄は、最終ページに商号名称、代表者名を記入し、提出すること。

記入例

建設機械の保有状況一覧表

1 / 1 ページ

No.	対象機械名称	種別または規格	メーカー	型式/製造番号	保有の状況 (自社所有・リースの別)	契約期間 (リース契約の場合のみ)	検査実施年月日 又は検査有効期限
①	シヨベル系掘削機	バックホウ	日立建機	ZX40U-2/1234	自社所有・リース	年月日～年月日	令和6年7月19日
②	ブルドーザー	3.89トン	コマツ	D20A-8/5678	自社所有・リース	令和3年4月1日～令和8年3月31日	令和6年9月10日
③	トラクター・ジョーベル	1.3立方メートル	令和5年1月申請分より、ダンプ車の「種別または規格」欄には、自動車検査記録事項の用途欄に記載されている内容を記入してください。	91011	リース	年月日～年月日	令和6年8月5日
④	モーターグレーダー	24.21トン		1213	リース	リース契約にあつては、審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の契約期間を有すること。	令和6年11月25日
⑤	ダンプ車	貨物	三菱ふそう	FV50VX-531023	自社所有・リース	年月日～年月日	令和8年2月13日
⑥	高所作業車	9.9メートル	タダノ	AT-100S/1234	移動式クレーンは移動式クレーン検査証に記載されている型式及び刻印番号を記入。	年月日～年月日	令和6年6月14日
⑦	移動式クレーン	80トン	加藤製作所	KA-900/1819	年月日～年月日	年月日～年月日	新
⑧	締固め用機械	ロードローラー	関東鉄工	KV40CS/1234	自社所有・リース	年月日～年月日	
⑨	解体用機械	(解)コンクリート圧砕機 (ベース)×××××	(解)古河ロックスリル (ベース)△△△△	(解)VSS9/VSS9001070 (ベース)□□/○○○○	自社所有・リース	(解)年月日～年月日 (ベース)年月日～年月日	(解)令和7年4月1日 (ベース)令和6年12月5日
⑩	不整地運搬車		ヤンマー	C30R-3/1234	自社所有・リース	年月日～年月日	令和6年10月25日
⑪	アスファルト・フィニッシャー	大型特殊	範多機械	HANF45W5H00070003	自社所有・リース	リース契約にあつては、審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の契約期間を有すること。	令和8年2月18日

【評価対象となる建設機械】

- ①シヨベル系掘削機(シヨベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はバイルドライバ)のアタッチメントを有するもの
- ②ブルドーザー(自重が5トン以上のもの)
- ③トラクター・ジョーベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)
- ④モーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)
- ⑤ダンプ車、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンフ」、1)ダンフ(ブルドーラー)又は1)ダンフ(ブルドーラー)と記載されているもの。
- ⑥自動車検査証記載事項に「土砂業」と記載があるなど、土砂等を運搬する貨物自動車でない場合は不可となります。
- ⑦アスファルト・フィニッシャー:自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャー」と記載されている大型特殊自動車
- ⑧移動式クレーン(つり上げ重量3トン以上のもの)
- ⑨不整地運搬車
- ⑩作業床の高さが2メートル以上の高所作業車
- ⑪締固め用機械(ロードローラー(ハンドガイドローラー含む)、タイヤローラー、振動ローラー)
- ⑫解体用機械(ブレード、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機、鉄骨切断機)のうちいずれか。

注:解体用機械を記載する場合、アタッチメントだけでは点数になりません。(解体用機械は解体がないベースマシンに付けて使用していることがわかる所有確認書類・特定自主検査記録表を持参いただき、1つの行に解体用アタッチメントおよびベースマシンの各情報を記入してください。)

また、解体用アタッチメントに関する記載には(解)、ベースマシンに関する記載には(ベース)といった、それぞれが判別できるように記載してください。

令和7年4月30日

審査基準日以降の日を記載。

商号又は名称、代表者名を記載。

三重県組株式会社
代表取締役 三重県 花子

記載要領5の①～④及び⑨～⑪については、検査年月日が審査基準日以前1年以内のもの、⑧については、検査年月日が審査基準日より前2年以内のもの、⑤～⑦については、審査基準日が有効期限内のもの。新車の場合は「新」を記載すること。
※⑪の場合は、アタッチメント、ベースマシンの両方とも検査を受けていることが必要。

【特定自主検査記録表（例）】

この部分により対象となる建設機械の適否を判断します。

油圧ショベル(クローラ式)

特定自主検査記録表

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用

3年間保存

証明書発行日 ① 年 月 日 機式SR-EHC-01

証明書発行No. ② 機式No. ③

メーカー名 ④	管理No. ⑩	走行距離 _____ km	使用者住所氏名又は名称 ⑮
型式 ⑤		稼働時間 ⑫ _____ h	機械管理者氏名 ⑯
製造番号 ⑥	近接検査有効期間 _____		検査業者登録番号 ⑰
性能 ⑦			検査業者又は事業者住所・名称 ⑱
検査実施場所 ⑧	検査者氏名 ⑭		責任者 ⑲
検査年月日 ⑨ 年 月 日			

審査基準日から遡って1年以内に検査を受けていることを確認します。

型式等が売買契約書や前回の記録表上の機械と一致していることを確認します。

企画が限定されている機械は要確認してください。記載がない場合はカタログ等で確認します。

※使用者住所・氏名、型式、製造・車体番号は正確に記入してください。

【移動式クレーン検査証（例）】

様式第21号（第59条関係）

移動式クレーン以外是对象外

第 号 **移動式クレーン検査証**

製造検査又は使用検査申請者名及び住所		日 付	記 事 欄	検 査 者 氏 名
設 置 地		年 月 日		
事 業 の 名 称		月 日		
種 類 及 び 型 式		月 日	一覧表の型式/製造番号の欄に記載すること	
吊り上げ荷重	t	月 日	3 t以上であること	
製造検査又は使用検査の刻印番号		年 月 日	一覧表の型式/製造番号の欄に記載すること	
有 効 期 間	検査者氏名	年 月 日		
年 月 日から		年 月 日		
年 月 日まで		年 月 日		
年 月 日から		年 月 日		
年 月 日まで		年 月 日		
年 月 日から		年 月 日		
年 月 日まで		年 月 日		
年 月 日		年 月 日		

審査基準日が有効期間内であること

都道府県労働局長 印

自動車検査証記録事項（タイプA）の確認箇所【ダンプ車】

- ① 「記録年月日」が審査基準日前であること
- ② 「登録年月日/交付年月日」が審査基準日以前であること
- ③ 「有効期限が満了する日」が審査基準日以後であること
- ④ 「所有者の氏名又は名称」欄が申請会社であること。
※申請会社でない場合は、別途契約書等所有が確認できるもの若しくはリースの場合はリース契約書が必要です。
- ⑤ 「用途」欄が「貨物」であること。
- ⑥ 「車体の形状」欄が「ダンプ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」であること。
- ⑦ 「備考」欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両でないこと。

自動車検査証記録事項（タイプA）の確認箇所【アスファルト・フィニッシャ】

- ① 「記録年月日」が審査基準日前であること
- ② 「登録年月日/交付年月日」が審査基準日以前であること
- ③ 「有効期限が満了する日」が審査基準日以後であること
- ④ 「所有者の氏名又は名称」欄が申請会社であること。
※申請会社でない場合は、別途契約書等所有が確認できるもの若しくはリースの場合はリース契約書が必要です。
- ⑤ 「自動車の種別」欄が「大型特殊」であること。
- ⑥ 「車体の形状」欄が「アスファルト・フィニッシャ」であること。

【自動車検査証記録事項（例）】

A

① 記録年月日 令和 3年 5月 10日

自動車検査証記録事項

111210000001

1. 基本情報			
自動車登録番号又は車両番号		札幌 300 お 9999	
車台番号		R35-DSG-00001	
② 登録年月日/交付年月日	令和 3年 5月 10日	初度登録年月	令和 3年 5月
		有効期限の満了する日	令和 6年 5月 9日
2. 所有者・使用者情報			
④ 所有者の氏名又は名称	運輸 太郎		
所有者の住所	北海道札幌市東区北36条東〇丁目△△△ [50007 0331]		
使用者の氏名又は名称	***		
使用者の住所	***		
使用の本拠の位置	***		
3. 車両詳細情報			
車名	ニッサン [213]		
型式	CBA-R35	原動機の型式	VR38
⑤ 自動車の種別	普通	用途 乗用	自家用・事業用の別 自家用
⑦ 車体の形状	箱型 [001]	乗車定員	4人
車両重量	1950kg	高さ	189cm
前軸重	940kg	後軸重	790kg
燃料の種類	ガソリン	型式指定番号	15965
4. 備考			
[札幌] 新規登録 自動車重量税額 ￥49,200 [31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録 令和2年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 車両安定性制御装置搭載車 車線逸脱警報装置搭載車 [走行距離計表示値] 19,000km (令和〇年5月1日) [旧走行距離計表示値] 9,000km (令和〇年5月1日) ハイブリッド車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96db マフラー加速騒音規制適用車 [整備工場コード] 41-00001 番号標再交付 以下余白			

【注意事項】
記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID A01234560001

12345678901234567890



自動車検査証記録事項（タイプB）の確認箇所【ダンプ車】

- ① 「記録年月日」が審査基準日前であること
- ② 「登録年月日/交付年月日」が審査基準日以前であること
- ③ 「有効期限が満了する日」が審査基準日以後であること
- ④ 「使用者の氏名又は名称」欄が申請会社であること。
※申請会社でない場合は、別途契約書等所有が確認できるもの若しくはリースの場合はリース契約書が必要です。
- ⑤ 「用途」欄が「貨物」であること。
- ⑥ 「車体の形状」欄が「ダンプ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」であること。
- ⑦ 「備考」欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両でないこと。

自動車検査証記録事項（タイプB）の確認箇所【アスファルトフィニッシャー】

- ① 「記録年月日」が審査基準日前であること
- ② 「登録年月日/交付年月日」が審査基準日以前であること
- ③ 「有効期限が満了する日」が審査基準日以後であること
- ④ 「使用者の氏名又は名称」欄が申請会社であること。
※申請会社でない場合は、別途契約書等所有が確認できるもの若しくはリースの場合はリース契約書が必要です。
- ⑤ 「自動車の種別」欄が「大型特殊」であること。
- ⑥ 「車体の形状」欄が「アスファルト・フィニッシャー」であること。

【自動車検査証記録事項（例）】

B

① 記録年月日 令和 3年 5月 10日

自動車検査証記録事項

111210000001

1. 基本情報													
自動車登録番号又は車両番号		札幌 300 お 9999											
車台番号		R35-DSG-00001											
登録年月日/交付年月日		令和 3年 5月 10日		初度登録年月		令和 3年 5月		有効期限の満了する日		令和 6年 5月 9日			
2. 使用者情報													
④ 使用者の氏名又は名称		運輸 太郎											
使用者の住所		東京都練馬区貫井〇丁目△△-□□ [13020 0330]											
使用の本拠の位置		***											
3. 車両詳細情報													
車名		ニッサン [213]											
型式		CBA-R35 ⑥				原動機の型式				VR38			
⑤ 自動車の種別		普通		用途		乗用		自家用・事業用の別		自家用			
⑦ 車体の形状		事故調査用緊急セミトレーラ [75]				乗車定員		4人		最大積載量	-kg		
車両重量		1730kg		車両総重量		1980kg		長さ		65cm	高さ	137cm	
前前軸重		940kg		前後軸重		-kg		後前軸重		790kg		総排気量又は定格出力	3.79 L/kW
燃料の種類		ガソリン		型式指定重量		15965		類別区分番号		0001			
4. 備考													
<p>【本自動車検査証発行時における所有者情報】</p> <p>所有者の氏名又は名称 国土交通 所有者の住所 東京都千代田区〇〇〇 [〇〇〇〇1]</p> <p>〔札幌〕 新規登録 自動車重量税額 ￥49,200 〔31年度税制〕 令和3年5月10日 新規登録 令和2年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準28%向上達成車 車両安定性制御装置搭載車 車線逸脱警報装置搭載車 〔走行距離計表示値〕 19,000km (令和〇年5月1日) 〔旧走行距離計表示値〕 9,000km (令和〇年5月1日) ハイブリッド車 平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値 96db マップラー加速騒音規制適用車 〔整備工場コード〕 41-00001 番号標再交付 以下余白</p>													
⑧													

【注意事項】
記録事項はシステム登録時点の情報となります







車両ID	A01234560001
------	--------------

12345678901234567890

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

記入例

(用紙A4)

審査基準日を記入

令和 4 年 6 月 3 0 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	三重 太郎	昭和40年1月1日	令和2年10月1日	○	
2	伊勢 花子	昭和50年1月11日			
3	桑名 次郎	昭和35年3月20日	平成29年12月10日		○

1 対象者

審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されており、審査基準日において在籍する職員で、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者であって、施工体制台帳及び再下請負通知書に係る作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者について作成すること。(建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く)

2 評価日

認定能力評価基準による評価(以下、技能者レベルと言う)を受けている者について、審査基準日時点で最新の評価日を記載すること。(認定能力評価基準による評価を受けていない場合はレベル1となり、評価日は空欄となります。)

3 レベル向上の有無

審査基準日の3年前の日時点で受けている技能者レベルよりも、審査基準日において1つでもレベルが向上した方は、レベル向上の有無欄に「○」を記載すること。

※評価無しの方が、レベル1の判定を受けた場合は、技能レベル向上者には該当しません。

4 控除対象

「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に、評価が最上位の区分(レベル4)に該当する者の場合に「○」を記載すること。

5 合計欄にそれぞれの該当者の人数を記載し、この人数を別紙三その他の審査項目の項番47に記載すること。

合計	5 (人)	1 (人)	1 (人)
----	-------	-------	-------

記載要領

1 この表は、審査基準日において建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業の第二号子又は同条第四号子に規定する建設工事に従事する者に

該当する者(この合計人数が1人以上の場合は確認書類も必要です。「(表4)確認書類一覧表」No.17を参照してください。

2 「評価日」の欄 評価を受けた 最も新しい

3 「レベル向上の有無」の欄 前の日以前に受けた最新の計画の区画より上位で受けた者に該当する場合には、○印を記載すること。 日の三年

4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。

5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

記載例 CPD取得単位数計算シート(CPD取得単位数に計上する場合に使用)

様式

記載様式	通番	氏名	入力	プルダウン	黄色→自動計算のため入力しない		
			認定されたCPD単位①	CPD認定団体(告示別表第18参照)	別表18の数値②	各人のCPD単位(計算式①×30÷②)	CPD単位取得数
技術職員名簿	1	〇〇 〇〇	20	一般社団法人日本建設業連合会	12	30	138
"	3	〇〇 〇〇	30	一般社団法人全国土木施工管理技術士会連合会	20	30	
"	5	〇〇 〇〇	50	一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	30	
"	10	〇〇 〇〇	31	一般社団法人交通工学研究会	50	18	
"	13	〇〇 〇〇	80	公益社団法人地盤工学会	50	30	
様式第4号	1	□□ □□	10	一般社団法人全国土木施工管理技術士会連合会	20	15	105
"	2	□□ □□	20	公益社団法人日本建築士会連合会	12	30	
"	3	□□ □□	50	一般社団法人全日本建設技術協会	12	30	
"	4	□□ □□	30	公益社団法人日本技士会	50	18	
"	5	□□ □□	20	一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	12	
合計							243

※各人の上限は30 ↑ 項番49「CPD単位取得数」

※小数点以下の端数は切り捨て

(記載箇所)

別紙二

技術職員名簿

項番 3 5
数 8 1 頁

申請者

(用紙A4)

2 0 0 0 5

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格審査交付番号	CPD単位取得数
1			年 月 日		8 2							
2			年 月 日		8 2							
3			年 月 日		8 2							
4			年 月 日		8 2							

様式第4号

(用紙A4)

年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位

記入例1

※ペン又はボールペンで記入してください。但し、押印以外はコピーによる提出可。

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

今回申請及び請求しない項目を消す

代理申請の場合のみ記載。申請代理人となる行政書士の記名及び職印の押印の他、申請者の委任状が必要。

行政書士法人の場合は事務所名の記載、代表者名(代表者を定めていない場合は使用人行政書士を除く所属行政書士名)の記名、行政書士法人の職印の押印の他、委任状が必要。

令和5年11月30日

三重県津市広明町×番地
行政書士 行政 太郎

申請代理人

職印

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

不要なものは消す

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事 殿

三重県津市桜橋3丁目446-34
三重県組株式会社
代表取締役 三重県 花子

申請者

許可を受けた年月日が複数ある場合は、申請時点で有効な最も古いものを記入

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 00 年 00 月 00 日		
申請時番号	02	大臣 知事 コード 24	国土交通大臣 許可 (一般-01) 第 000123号	許可年月日 令和 00 年 00 月 00 日
前回の申請時番号	03	大臣 知事 コード	国土交通大臣 許可 (一般-) 第 号	許可年月日 令和 年 月 日
審査基準日	04	令和 00 年 00 月 00 日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1 (1.法人 2.個人)	資本金額又は出資総額 (千円) 40000	法人番号 500020240001
商号又は名称のフリガナ	08	ミエケン		
商号又は名称	09	三重県組(株)		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ミエケン		
代表者又は個人の氏名	11	三重県 花子		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	24201		
主たる営業所の所在地	13	桜橋3-446-34		
郵便番号	14	514-0006	電話番号 059-224-2660	
許可を受けている建設	15	2212		
経営規模等評価対象建設	16	999		

右詰めで記入し左余白は〇で埋める

大臣許可は00、知事許可は24を記入

国土交通大臣 許可 (一般-01)

通常、直前の事業年度の終了日を記入

記載要領8の表から申請等の種類に該当するコードを記入

記載要領9の表から処理の種類に該当するコードを記入

記載要領9の別表(2)「処理の種類」のいずれかに該当する場合のみ、対応するコードを記入

前回申請時の許可番号と異なる場合のみ記入 (許可切れ後、再度新規に許可を取得した場合や異なる行政庁の許可を得ていた場合など)

国税庁から指定・通知された13桁の法人番号を記入 ※個人事業主は記入不要

企業の単独決算の資本金額 ※個人事業主は記入不要

フリガナは濁音、半濁音を含み1カラムで記入。「・」はフリガナ不要。

法人の種類の略号はフリガナ不要

姓と名の間は1カラム空ける

※原則として、申請書類の受付後は、申請者側の理由による訂正は出来ません。記した申請内容に基づく経営事項審査の結果が通知されますので、申請前に再度内容をご確認ください。

市町に続く町名街区以下を記入。「丁目」、「番」、「号」等は「-」(ハイフン)で記入

局番の間は「-」(ハイフン)で縦ぎ、左詰で記入

申請時に許可を受けている業種に、一般許可は「1」、特定許可は「2」を記入する。(審査基準日時点ではありません。)

(1.一般) (2.特定)

許可を受けていても、審査を受けない業種のカラムは空白。審査対象業種として「9」を記入した業種について別紙「工事種類別完成工事高」に記載する。 ※業種の追加経審を行う際は、追加業種が判るように数字を〇で囲む。

申請者 三重県組 (株) 商号又は名称を記入

2期平均選択時のみ、上下段とも記入。
それぞれの決算期における貸借対照表の「純資産の部」の合計額を記入
基準決算選択時は記入不要

基準決算の場合「1」を記入
2期平均の場合「2」を記入

項番 13 審査対象

自己資本額 (千円) (1. 基準決算
2. 2期平均)

基準決算 (千円)

直前の審査基準日 (千円)

「基準決算」の場合、審査対象事業年度における貸借対照表の「純資産の部」の合計額を記入。(「経営状況分析結果通知書」の項番7112の自己資本額と一致させる)
2期平均の場合、右表の上下段の数値を足して2で割った数(千円未満切捨て)

利益額 (2期平均) (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前の審査対象事業年度
営業利益 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="3"/> (千円)	営業利益 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="7"/> (千円)
減価償却実施額 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> (千円)	減価償却実施額 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="2"/> (千円)

2期平均額を記入(右表①②数値を足して2で割った数)
(千円未満切捨て)
マイナスの場合は「-」ではなく、「△」を記入

別紙二 技術職員名簿の人数を記入
右詰で記入し、左余白は空白

技術職員数 (人)

4つの数値については、項番06で処理区分が「00」の場合は、経営状況分析結果通知書の下部に記載された参考値から記入
(決算期変更、合併、事業譲渡、会社分割等の特殊な場合を除く)
決算期が12ヶ月に満たない場合の換算方法は完成工事高と同じ方法で換算して算出し、余白に算出式を記入する。

登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を受けた機関の名称
〇〇〇経営状況分析センター

登録経営状況分析機関の登録番号(P105参照)をカラムに記入し、その名称を記載
空位のカラムは0で埋める

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記入する。
なお提出者の確認を行うため、氏名欄記載の者が提出者と異なる場合は、提出者の氏名を追記し、名前の前に○印をつける。

連絡先

所属等 総務課 氏名 鳥羽 次郎, ○ 鳥羽 花子 電話番号 059-224-2660

ファックス番号 059-224-3290

記入例2

— 2年平均を選択した場合 —

(用紙A4)

2 0 0 0 2

項番16「対象建設業」の業種と一致。
記載要領4のコード表から記入

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

2年平均の場合は「1」である。
(※「2」ではない。)

申請者 三重県組(株)

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	2枚目以降の用紙には記入不要	審査対象事業年度 自 0 3 年 0 7 月 至 0 4 年 0 6 月	審査対象事業年度 自 0 4 年 0 7 月 至 0 5 年 0 6 月	計算基準の区分 1 (1.2年平均 2.3年平均)
業種 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 0 4 5 2 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 4 0 3 1 0 0	完成工事高(千円) 0 3 9 6 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 3 5 6 0 0 0	
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	右詰で記入し 左余白は空白
業種 3 2 0 1 1	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高の無い場合でも必ず「0」を記入
工事の種類 プレストレストコン クリート構造物工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	「土木一式工事」を申請した場合は次の欄に内訳の「プレストレストコンクリート構造物工事」(コード番号011)を必ず記入(完成工事高が「0」の場合は「0」を記入)。同様に「とび・土エ・コンクリート工事」の場合は「法面処理工事」(コード番号051)を、「鋼構造物工事」の場合は「鋼橋上部工事」(コード番号111)を記入。
業種 3 2 0 2 0	完成工事高(千円) 0 9 9 2 8 5	元請完成工事高(千円) 0 9 9 2 8 5	完成工事高(千円) 0 5 3 1 1 5	元請完成工事高(千円) 0 5 3 1 1 5	
工事の種類 建築一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
業種 3 2 0 5 0	完成工事高(千円) 0 1 3 4 7 2 1	元請完成工事高(千円) 0 2 7 5 4 4	完成工事高(千円) 0 1 5 6 8 8 2	元請完成工事高(千円) 0 1 9 5 0 0	
工事の種類 とび・土工 コンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
業種 3 3	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	
工事の種類 その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
業種 3 4	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
合計	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例					(1. 有 <input checked="" type="radio"/> 無)
					必ず記入。2枚目以降も記入

2 0 0 0 5

記入例4

氏名は記入欄の左側に少し余白を設けて記入

技術職員名簿

右詰で記入し、左余白は「0」で埋める。2枚以上となる場合、2枚目であれば「002」、3枚目であれば「003」と頁数を記入。

申請者 三重県組 (株)

35歳未満の場合は「0」を付す。

項番 8 1 0 0 1 頁

監督技術者資格者証の番号を記入

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分	講習受講	業種コード	有資格区分	講習受講	監督技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		三重県 次郎	昭和33年5月19日	63	8 2 0 1	1 1 3 1	1 0 5 1	1 1 3 1			00011234567	6
2		三重県 三郎	昭和36年4月20日	60	8 2 0 1	2 1 4 2	2 0 5 2	1 1 4 2				
3		三重県 四郎	昭和38年4月1日	58	8 2 0 1	1 1 3 1	1 0 5 1	1 1 3 1			01011357924	30
4		三重県 花子	昭和39年8月8日	58	8 2 0 1	1 1 3 2	2 0 2 1	3 7 2				
5	○	松阪 一郎	昭和41年11月30日	56	8 2 0 1	1 1 3 1	1 0 2 1	2 0 1			00012468013	
6		志摩 二郎	昭和63年7月4日	34	8 2 0 1	1 1 3 2	2 0 2 1	3 7 2				
7		桑名 三平	昭和42年8月27日	55	8 2 0 2	2 2 1 2						
8		熊野 一子	昭和63年1月10日	34	8 2 0 2	1 3 7 2						
9	○	安濃津 弥七	平成5年10月15日	29	8 2 0 1	2 1 4 2	2 0 5 2	1 4 2				
10		四日市 洋八	昭和49年9月2日	48	8 2 0 5	1 7 3 2						
11		尾鷲 九児	昭和48年4月2日	48	8 2 0 5	0 6 4 2						
12		伊勢 百恵	昭和40年5月11日	56	8 2 0 1	0 0 2 2						
13		鈴鹿 五郎	昭和30年7月21日	67	8 2 0 1	0 0 2 2						
14		伊賀 太郎	昭和53年7月1日	44	8 2 0 5	0 0 2 2						
15					8 2							
16					8 2							
17					8 2							
18					8 2							
19					8 2							
20					8							
21					8							
22					8							
23					8 2							
24					0							
25												
26												
27												
28												
29												
30					8 2							

技術職員が、CPD単位によって取得を認定された単位数を、別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記入する。(小数点以下は切り捨て)

※計上できるのは、技術職員1名につき、1団体分の単位のみ(ただし、算入できるCPD単位数は、1人当たり30単位を上限とする。)

※「CPD取得単位数計算シート」で計算された各人のCPD単位を記入する。

申請する業種に係る監督技術者資格者証の交付を受け、講習受講していなければ加点対象とはならない。欄には「2」を記入

実務経験で技術者となった場合は、「実務経験証明書」が必要。また、新たに2業種該当することとなった場合は、2業種とも「実務経験証明書」が必要。なお、それぞれ実務経験期間の重複不可。
令和3年6月以降の申請において、実務経験が必要な資格区分コード(002など)で新規に掲載する場合は、実務経験証明書の内容確認を行います。(詳細は表4確認書類一覧表の注7参照)

審査対象業種の中から、業種を1つ選択し、コード番号を記入。審査対象業種以外の業種を選択することはできない。(同一の業種コードを選択することはできない。)

技術職員1人につき2業種のみ申請可(業種コードには、必ず審査対象となる業種のみ記入する。)

(2業種の考え方)

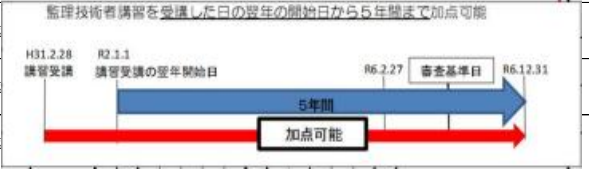
- 1資格から2業種選択でもOK
例: 土木施工管理技士→土木・とび
この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
- 2資格から1業種ずつ選択でもOK
例: 土木施工管理技士・建築士→土木・建築

「講習受講」欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入

- 法第15条第2号イに該当すること(1級国家資格者相当)
- 審査基準日において申請業種に係る有効な監督技術者資格者証の交付を受けた者
- 法第26条の6から8の規定による講習を受講した者(受講した年の翌年から起算して5年を経過しない者に限る)

※ 現行の2級技術者及びその他の技術者が監督技術者講習修了証を保有していても1点の加点評価にはなりません。



審査対象年内に新規に技術職員となった者(前回の技術職員名簿に記載の無い者)の場合は「0」を記入

審査基準日時点での満年齢を記入
注: 満年齢が上がるのは誕生日の前日です。

<記入上の注意事項>

- 各々の技術者について、保有する資格によって加点対象となる業種であって、なおかつ「経営規模等評価対象業種」(項番16)で選択した業種の中から2業種までを選択する。選択した業種に対してのみ加点される。なお、1つの業種について、2つの資格で申請することは出来ません。
- 選択した業種に対応する資格コードをそれぞれ記入する。業種コードや資格コードを間違えて記入すると加点されませんのでご注意ください。
- 基幹技能者として「技術職員名簿」に記入できるのは、国土交通大臣の登録を受けた基幹技能者講習(=登録基幹技能者講習)を修了した者に限る。
- 審査対象業種に対して加点対象とならない技術者については、技術職員名簿に記入しないこと。

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 1 号から第 3 号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は 2 までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が 3 枚目であれば、12 枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から 2 つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土 木 工 事 業	11	鋼 構 造 物 工 事 業	21	熱 絶 縁 工 事 業
02	建 築 工 事 業	12	鉄 筋 工 事 業	22	電 気 通 信 工 事 業
03	大 工 工 事 業	13	舗 装 工 事 業	23	造 園 工 事 業
04	左 官 工 事 業	14	し ゆ ん せ つ 工 事 業	24	さ く 井 工 事 業
05	と び ・ 土 工 工 事 業	15	板 金 工 事 業	25	建 具 工 事 業
06	石 工 事 業	16	ガ ラ ス 工 事 業	26	水 道 施 設 工 事 業
07	屋 根 工 事 業	17	塗 装 工 事 業	27	消 防 施 設 工 事 業
08	電 気 工 事 業	18	防 水 工 事 業	28	清 掃 施 設 工 事 業
09	管 工 事 業	19	内 装 仕 上 工 事 業	29	解 体 工 事 業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機 械 器 具 設 置 工 事 業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて表 1 2 「技術職員有資格区分コード」（P 117～119）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者が、法第 27 条の 18 第 1 項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第 26 条の 6 から第 26 条の 8 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第 27 条の 18 第 1 項の規定により監理技術者資格者証の交付を受け、かつ講習を受講している者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第 7 条の 3 第 3 号若しくは第 18 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する者又は 1 級若しくは 2 級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から 1 年以内に取得した CPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（技術職員が、CPD 単位によって取得を認定された単位数を、別表第 1 8 の左欄に掲げる CPD 認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30 を乗じた数値（小数点以下は切り捨て）、ただし、参入できる CPD 単位数は一人当たり 30 単位を上限とする）を記入すること。

その他の審査項目 (社会性等)

審査基準日以前1年の間に営業停止処分、指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外は「2」を記入 (処分日で判断)
 例) 営業停止処分 (処分日R3.6.10、停止期間R3.6.25~7.8)の場合
 審査基準日R3.6.30→「1」
 審査基準日R4.6.30→「2」

保に関する取組の状況

労働者退職金共済機構との間における、特定業種退職金共済契約の締結

就業規則等の退職手当、中小企業退職金共済制度との契約締結、特定退職金共済団体との契約締結、厚生年金基金の設立、適格退職年金の契約締結、確定給付企業年金又は確定拠出年金(企業型)の導入

(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社や公益法人の建設業者団体との契約締結

別紙二の技術職員の合計人数を記入
 別紙二の35歳未満の技術職員の人数を記入
 BをAで割り、百分率で記入(小数点第2位切捨)

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
14 (人)	3 (人)	21.4 (%)

別紙二の「○」が付された35歳未満の技術職員の人数を記入
 新規若年技術職員数(C)
 新規若年技術職員の割合(C/A)

別紙二の「○」が付された35歳未満の技術職員の人数	新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人)	1 (人)	7.1 (%)

項番8「技術職員名簿」に記載したCPD単位取得数と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載したCPD単位の合計を記入(小数点以下切り捨)

CPD単位取得数 46

様式第5号「技能者名簿」で、「レベル向上」欄に○印が記載されている者の数を記入

47 (人)

技能者数 5 (人) 控除対象者数 1 (人)

様式第5号「技能者名簿」に記載された人数を記入
 1. えるぼし認定(1段階目)、2. えるぼし認定(2段階目)、3. えるぼし認定(3段階目)、4. プラチナえるぼし認定、5. 非該当

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 48 1

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 49 1

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 50 1

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 51 1

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無 52 1

項番8「技術職員名簿」に記載した人数と、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した人数の合計を記入
 18 (人)

CをAで割り、百分率で記入(小数点第2位切捨)

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無については、審査基準日において、国土交通省が実施する技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、別紙様式第7号に掲げる技能者を大切にする企業の自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約書を提出している場合に記入。

建設業の営業継続の状況

不要なものは消す

休業、廃業、許可切れの期間を記入 (1月未満の期間がある場合は切り上げて記入)

組織変更、営業譲渡合併等の内容を記入

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和57年4月1日	年 月 日	平成2年4月1日法人成

初めて許可(登録)を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間は除く)を記入する。(年未満の月数は切り捨て)H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更正手続開始及び終結の決定を受けた者は、その終結決定日から審査基準日までの期間を記入する(休業等の期間を除く)

再生手続又は更生手続終結決定日
 日 令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

H23.4.1以降の申立に係る再生又は更正手続開始の決定を受け、かつ再生又は更正手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入

H23.4.1以降の申立に係る日付けを記入

防災協定の締結の有無 55 2

法令遵守の状況

「監査受審状況」については以下の区分により記入(審査基準日時点)
 「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点)
 「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)
 「3」…自社の職員で、下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名したものを提出している場合
 ・公認会計士、税理士として登録されており、研修を受講した者
 ・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
 ・1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
 「4」…上記以外

営業停止処分の有無 56 2

指示処分の有無 57 2

建設業の経理の状況

「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成できるのは、「公認会計士等の数」(項番59)に該当する者に限る。

監査の受審状況 58 4

公認会計士等の数 59 0

登録経理士講習実施機関に登録された一級登録経理士の人数を記入。自社の職員に限る。

二級登録経理士講習実施機関に登録された二級登録経理士の人数を記入。自社の職員に限る。

60 1

研究開発の状況

「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入。それ以外の場合は、「0」を記入

研究開発費(2期平均) 61 0

審査対象事業年度 審査対象事業年度の前審査対象事業年度

0 (千円) 0 (千円)

建設機械の保有状況

審査基準日において、自ら所有又はリース契約(審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期限のあるもの)しているショベル装载机(ショベル)、バックホウ、トラクタ、クラムシエール、クレーン又はバールドライバーの attachmentsを有するもの、ワルダー(自重が3トン以上のもの)、トラクターショベル(バケット容量が0.4立法メートル以上のもの)及びモーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトラ」又は「ダンプセミトラ」と記載されているもの、自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャー」と記載されている大型特殊自動車、移動式クレーン(つり上げ荷重3トン以上のもの)、不整地運搬車、高所作業車(作業床の高さが2メートル以上のもの)、締固め用機械、解体用機械の合計台数を記入。また、該当する建設機械が無い場合は、「0」を記入。

建設機械の所有及びリース台数 62 7

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合は「1」を記入。(但し、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の営業所等に限定されている場合を除く。)

エコアクション21の認証の有無 63 1

審査基準日において、国際標準化機構9001号の規格により、登録されている場合は「1」を記入(但し、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の営業所等に限定されている場合を除く。)、国際標準化機構第14001号についても同様

ISO9001の登録の有無 64 1

ISO14001の登録の有無 65 1

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば 1 2 のように右詰めで記入すること。
- 2 4 1 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 3 4 2 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 4 4 3 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 4 4 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 6 4 5 「新規若年技術職員の育成及び確保の状況」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 7 4 6 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPD単位の合計数（CPD単位の算出式（P102参照）で算出された数値。ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

また「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。

なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認定されている場合は、いずれか1つをもとにCPD単位取得数を算出するものとする。

各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。（算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点の端数がある場合は、これを切り捨てる。また各技術者のCPD単位の上限は30とする。）

技術職員名簿に記載のない者がCPD単位を取得している場合は、様式第4号に記載のうえ提出する。

○各技術者のCPD単位の算出式

審査対象年（審査基準日以前1年間）にCPD認定団体によって取得を認定された単位数（A）	÷	告示別表第十八（下記表）の左側に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値（B）	×	30
---	---	---	---	-----------

※電卓で計算する場合は掛け算を先に計算してください⇒ (A) × 30 ÷ (B)（小数点の端数がある場合は切り捨て）

告示別表第十八

CPD 認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

8 **4** **7** 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通省が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この11において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

「技能レベル向上者数」又は項番46「CPD取得単位数」に計上する場合は、様式第5号技能者名簿に記載のうえ提出すること。

9 **4** **8** 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。

10 **4** **9** 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。

11 **5** **0** 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

12 **5** **1** 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。

- 13 [5][2]「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にせる企業の自主宣言を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を記入すること。
- 14 [5][3]「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 15 [5][4]「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 16 [5][5]「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 17 [5][6]「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 18 [5][7]「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 19 [5][8]「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 20 [5][9]「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理試験を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当※する人数の合計を記入すること。
※建設業振興基金が実施する講習を受講し、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しない者
- 21 [6][0]「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理試験を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当※する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
※建設業振興基金が実施する講習を受講し、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しない者
- 22 [6][1]「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
※記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること
- 23 [6][2]「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記

載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。

- 24 **6** **3** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。
- 25 **6** **4** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 26 **6** **5** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。